

災害対策基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 参照条文

目次

○	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）	1
○	災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）（抄）	2
○	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号）（抄）	8
○	災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）	9
○	災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）（抄）	19
○	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	34
○	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）	35
○	自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）	37
○	自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（抄）	40
○	宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）（抄）	43
○	宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）	44
○	行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）（抄）	48
○	行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第二百一十一号）（抄）	48
○	行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第四百一十一号）（抄）	50
○	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）（抄）	53
○	災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号）（抄）	54
○	雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（抄）	55
○	雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号）（抄）	55
○	原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）（抄）	57

○ 原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第九十五号）（抄）	．．．．．	62
○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）（抄）	．．．．．	66
○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（抄）	．．．．．	70
○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）（抄）	．．．．．	72
○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第二百二十二号）（抄）	．．．．．	73
○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）	．．．．．	74
○ 内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）（抄）	．．．．．	83
○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）	．．．．．	92
○ 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（抄）	．．．．．	92
○ 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄）	．．．．．	98

○ 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）

（指定緊急避難場所の指定）

第四十九条の四 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならぬ。

2 市町村長は、前項の規定により指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者（当該市町村を除く。次条において同じ。）の同意を得なければならない。

3 市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

（指定緊急避難場所に関する届出）

第四十九条の五 指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により当該指定緊急避難場所の現状に政令で定める重要な変更を加えようとするときは、内閣府令で定めるところにより市町村長に届け出なければならない。

（指定避難所の指定）

第四十九条の七 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させて、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として

指定しなければならない。

2 第四十九条の四第二項及び第三項並びに前二条の規定は、指定避難所について準用する。この場合において、第四十九条の四第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第四十九条の七第一項」と、前条中「第四十九条の四第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

3 都道府県知事は、前項において準用する第四十九条の四第三項又は前条第二項の規定による通知を受けたときは、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

(公用令書の交付)

第八十一条 第七十一条又は第七十八条第一項の規定による処分については、都道府県知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、それぞれ公用令書を交付して行なわなければならない。

2 前項の公用令書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 当該処分の根拠となつた法律の規定
- 三 従事命令にあつては従事すべき業務、場所及び期間、保管命令にあつては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間、施設等の管理、使用又は収用にあつては管理、使用又は収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日
- 3 前二項に規定するもののほか、公用令書の様式その他公用令書について必要な事項は、政令で定める。

○ 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 中央防災会議（第三条―第六条）

第三章 地方防災会議（第七条―第十四条）

第四章 災害時における職員の派遣（第十五条―第十九条）

第五章 政令で定める計画（第二十条）

第五章の二 防災訓練のための交通の禁止又は制限の手續（第二十条の二）

第六章 災害応急対策（第二十一条―第三十六条の二）

第七章 災害復旧（第三十七条・第三十八条）

第八章 財政金融措置（第三十九条―第四十五条）

第九章 雑則（第四十六条）

附則

第五章の二 防災訓練のための交通の禁止又は制限の手續

（防災訓練のための交通の禁止又は制限の手續）

第二十条の二 都道府県公安委員会（以下この条、第三十二条、第三十三条及び第三十三条の二において「公安委員会」という。）は、法第四十八条第二項の規定により歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域等（区域又は道路の区間をいう。第四項及び第三十二条において同じ。）及び期間を記載した内閣府令で定める様式の標示を内閣府令で定める場所に設置してこれを行わなければならない。ただし、標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、公安委員会の管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、これを行うことができる。

2 前項の規定による交通の禁止又は制限を行う場合において、必要があると認めるときは、公安委員会は、適当な回り道を明示して一般の交通に支障のないようにしなければならない。

3 公安委員会は、法第四十八条第二項の規定により歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限するときは、あらかじめ当該道路の管理者の意見を聴かなければならない。

4 公安委員会は、法第四十八条第二項の規定により歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限するときは、あらか

じめ関係公安委員会に禁止又は制限の対象、区域等及び期間を通知しなければならない。

5 公安委員会は、法第四十八条第二項の規定により歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限しようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめその禁止又は制限に関する広報を行わなければならない。

第六章 災害応急対策

(被害状況等の報告)

第二十一条 法第五十三条第一項から第四項までに規定する災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次の各号に掲げる事項について、内閣府令で定めるところにより、行なうものとする。

- 一 災害の原因
- 二 災害が発生した日時
- 三 災害が発生した場所又は地域
- 四 被害の程度
- 五 災害に対しとられた措置
- 六 その他必要な事項

(災害時における市町村等の事務の委託の手続)

第二十八条 法第六十九条の規定により市町村の事務又は市町村長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、関係地方公共団体は、協議により次の各号に掲げる事項を定めてこれを行わなければならない。

一 委託する市町村の事務又は市町村長等の権限に属する事務（以下この項において「委託事務」という。）の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

二 委託事務に要する経費の支弁の方法

- 三 前各号に掲げるもののほか、委託事務に関し必要な事項
- 2 関係地方公共団体は、その委託に係る事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、前項の規定の例により、協議してこれを行わなければならない。
- 3 関係地方公共団体は、事務を委託し、又はその委託に係る事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止したときは、その旨及び事務を委託し、又はその委託に係る事務を変更した場合にあつては第一項各号に掲げる事項を公示するとともに、都道府県にあつては総務大臣に、市町村にあつては都道府県知事にそれぞれ届け出なければならない。
- 4 関係地方公共団体の長は、第一項の事務の委託又は第二項の委託に係る事務の変更若しくは事務の委託の廃止があつたときは、すみやかに、その旨を議会に報告しなければならない。

(災害時における都道府県等の事務の委託の手続)

第三十一条 法第七十五条の規定により都道府県の事務又は都道府県知事等の権限に属する事務の一部を他の都道府県に委託するときは、関係都道府県は、協議により次の各号に掲げる事項を定めてこれを行わなければならない。

- 一 委託する都道府県の事務又は都道府県知事等の権限に属する事務（以下この項において「委託事務」という。）の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- 二 委託事務に要する経費の支弁の方法
- 三 前各号に掲げるもののほか、委託事務に関し必要な事項
- 2 関係都道府県は、その委託に係る事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、前項の規定の例により、協議してこれを行わなければならない。
- 3 関係都道府県は、事務を委託し、又はその委託に係る事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止したときは、その旨及び事務を委託し、又はその委託に係る事務を変更した場合にあつては第一項各号に掲げる事項を公示するとともに、総務大臣に届け出なければならない。
- 4 関係都道府県の知事は、第一項の事務の委託又は第二項の委託に係る事務の変更若しくは事務の委託の廃止があつたときは、

すみやかに、その旨を議会に報告しなければならない。

(災害時における交通の規制の手続等)

第三十二条 公安委員会は、法第七十六条第一項の規定により緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域等及び期間(期間を定めないときは、禁止又は制限の始期とする。以下この条において同じ。)を記載した内閣府令で定める様式の標示を内閣府令で定める場所に設置してこれを行わなければならない。ただし、緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、公安委員会の管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、これを行うことができる。

2 公安委員会は、法第七十六条第一項の規定により緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限しようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に禁止又は制限の対象、区域等、期間及び理由を通知しなければならない。緊急を要する場合で、あらかじめ、当該道路の管理者に通知するいとまがなかつたときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知しなければならない。

3 公安委員会は、法第七十六条第一項の規定により緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限したときは、速やかに、関係公安委員会に禁止又は制限の対象、区域等、期間及び理由を通知しなければならない。

第三十二条の二 法第七十六条第一項の政令で定める車両は、次に掲げるもの(第二号に掲げる車両にあつては、次条第三項の規定により当該車両についての同条第一項の確認に係る標章が掲示されているものに限る。)とする。

- 一 道路交通法(昭和二十五年法律第五号)第三十九条第一項の緊急自動車
- 二 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両(前号に該当するものを除く。)

(実費弁償の基準)

第三十五条 法第八十二条第二項の政令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第十条第一号から第四号までに掲げる医師その他の者（以下この条において「医師等」という。）に対しては、応急措置の業務（以下この条において「業務」という。）に従事した時間に応じ、手当を支給するものとする。
- 二 前号の手当の支給額は、当該業務に係る従事命令を發した都道府県知事の統轄する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した医師等に相当するものの給与を考慮して定めるものとする。
- 三 医師等が、一日につき八時間をこえて業務に従事したときは、第一号の規定にかかわらず、その八時間をこえる時間につき割増手当を、業務に従事するため一時その住所又は居所を離れて旅行するときは、旅費を、それぞれ支給するものとする。
- 四 前号の割増手当又は旅費の支給額は、第一号の手当の支給額を基礎とし、当該業務に係る従事命令を發した都道府県知事の統轄する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した医師等に相当するものに支給される時間外勤務手当又は旅費の算定の例に準じて算定するものとする。
- 五 災害救助法施行令第十条第五号から第十号までに掲げる業者及びその従業者に対する実費弁償は、当該業務に従事するため通常要する費用を当該業者に支給して行なうものとする。

（政令で定める地方公共団体等）

第四十三条 法第百二条第一項の政令で定める地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する地方公共団体で、法第百二条第一項第一号の徴収金の減免の額と同条同項第二号の災害予防、災害応急対策又は災害復旧に通常要する費用の額との合計額が、都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市（以下この項において「指定都市」という。）にあつては一千万円、指定都市以外の市で人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口によるものとし、当該公示の人口調査期日以後において市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における当該市の人口は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十七条の規定により都道府県知事の公示した人口によるものとする。以下この項において同じ。）三十万人以上のものにあつては五百万円、人口三十万人未満十万人以上の市にあつては三百万円、人口十万人未満五万人以上の市にあつては百五十万円、その他の市及び町村にあつては八十万円をこえるものとする。

一 その年の一月一日から十二月三十一日までに発生した災害につき、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第七条の規定により決定された事業費で激甚災害のため当該地方公共団体が施行する事業に係るもの又は国が施行し、当該地方公共団体がその費用の一部を負担する事業に係るもの、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）第三条の規定により国が負担する事業費で激甚災害のため当該地方公共団体が施行する事業に係るもの及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第六十九号）第三条の規定により国が補助する事業費で激甚災害のため当該地方公共団体の区域内で施行される事業に係るものの合計額が、当該地方公共団体の標準税収入額に相当する額をこえる地方公共団体

二 その年の一月一日から十二月三十一日までに発生した激甚災害につき、災害救助法（昭和二十二年法律第一百十八号）第二十条第一項又は第二項に規定する救助が行なわれた市町村であつて、当該市町村の区域における救助に要した費用のうち都道府県が支弁したものが当該市町村の標準税収入額の百分の一に相当する額をこえるもの

256（略）

○ 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号) (抄)

(用語の定義)

第一条 この政令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 敷地 一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地をいう。

二 地階 床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの三分の一以上のものをいう。

三 構造耐力上主要な部分 基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材(筋かい)、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。)、床版、屋根版又は横架材(はり、けたその他これらに類するものをいう。))で、建築物の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものをいう。

四 耐水材料 れんが、石、人造石、コンクリート、アスファルト、陶磁器、ガラスその他これらに類する耐水性の建築材料を

いう。

五 準不燃材料 建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後十分間第百八条の二各号(建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条第一号及び第二号)に掲げる要件を満たしているものとして、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

六 難燃材料 建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後五分間第百八条の二各号(建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条第一号及び第二号)に掲げる要件を満たしているものとして、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

○ 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

(救助の対象)

第二条 この法律による救助(以下「救助」という。)は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村(特別区を含む。)の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。)内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

第二章 救助

(都道府県知事の努力義務)

第三条 都道府県知事は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

(救助の種類等)

第四条 救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
 - 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - 四 医療及び助産
 - 五 被災者の救出
 - 六 被災した住宅の応急修理
 - 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
 - 八 学用品の給与
 - 九 埋葬
 - 十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの
- 2 救助は、都道府県知事が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。
- 3 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

(指定行政機関の長等の収用等)

第五条 指定行政機関の長（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第三号に規定する指定行政機関の長をい

い、当該指定行政機関が内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項の委員会若しくは災害対策基本法第二条第三号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあつては、当該指定行政機関とする。次条において同じ。）及び指定地方行政機関の長（同法第二条第四号に規定する指定地方行政機関の長をいう。次条において同じ。）は、防災業務計画（同法第二条第九号に規定する防災業務計画をいう。）の定めるところにより、救助を行うため特に必要があると認めるときは、救助に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は救助に必要な物資を収用することができる。

2 前項の場合においては、公用令書を交付しなければならない。

3 第一項の処分を行う場合においては、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

（指定行政機関の長等の立入検査等）

第六条 前条第一項の規定により物資の保管を命じ、又は物資を収用するため、必要があるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、当該職員に物資を保管させる場所又は物資の所在する場所に立ち入り検査をさせることができる。

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前条第一項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

3 前二項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

4 当該職員が第一項又は第二項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

5 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（従事命令）

第七条 都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、医療、土木建築工事又は輸送関係者を、第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、医療又は土木建築工事関係者を、救助に関する

業務に従事させることができる。

- 2 地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）は、都道府県知事が第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めて要求したときは、輸送関係者を救助に関する業務に従事させることができる。
- 3 前二項に規定する医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、政令で定める。
- 4 第五条第二項の規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。
- 5 第一項又は第二項の規定により救助に従事させる場合においては、その実費を弁償しなければならない。

（協力命令）

第八条 都道府県知事は、救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。

（都道府県知事の収用等）

第九条 都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるとき、又は第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用することができる。

- 2 第五条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

（都道府県知事の立入検査等）

第十条 前条第一項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。

- 2 都道府県知事は、前条第一項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

3 第六条第三項から第五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

(通信設備の優先使用権)

第十一条 内閣総理大臣、都道府県知事、第十三条第一項の規定により救助の実施に関する都道府県知事の権限に属する事務の一部を行う市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又はこれらの者の命を受けた者は、非常災害が発生し、現に応急的な救助を行う必要がある場合には、その業務に関し緊急を要する通信のため、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

(扶助金の支給)

第十二条 第七条又は第八条の規定により、救助に関する業務に従事し、又は協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、政令の定めるところにより扶助金を支給する。

(事務処理の特例)

第十三条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により市町村長が行う事務を除くほか、市町村長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

(内閣総理大臣の指示)

第十四条 内閣総理大臣は、都道府県知事が行う救助について、他の都道府県知事に対し、その応援をすべきことを指示することができる。

(日本赤十字社の協力義務等)

第十五条 日本赤十字社は、その使命に鑑み、救助に協力しなければならない。

2 政府は、日本赤十字社に、政府の指揮監督の下に、救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力（第八条の規定による協力を除く。）についての連絡調整を行わせることができる。

（日本赤十字社への委託）

第十六条 都道府県知事は、救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社に委託することができる。

（事務の区分）

第十七条 第二条、第四条第二項、第七条第一項及び第二項、同条第四項において準用する第五条第二項、第七条第五項、第八条、第九条第一項、同条第二項において準用する第五条第二項及び第三項、第十条第一項及び第二項、同条第三項において準用する第六条第三項、第十一条、第十二条、第十三条第一項並びに第十四条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 第十三条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三章 費用

（費用の支弁区分）

第十八条 第四条の規定による救助に要する費用（救助の事務を行うのに必要な費用を含む。）は、救助の行われた地の都道府県が、これを支弁する。

2 第七条第五項の規定による実費弁償及び第十二条の規定による扶助金の支給で、第七条第一項の規定による従事命令又は第八条の規定による協力命令によって救助に関する業務に従事し、又は協力した者に係るものに要する費用は、その従事命令又は協力命令を発した都道府県知事の統括する都道府県が、第七条第二項の規定による従事命令によって救助に関する業務に従事した

者に係るものに要する費用は、同項の規定による要求をした都道府県知事の統括する都道府県が、これを支弁する。

- 3 第九条第二項の規定により準用する第五条第三項の規定による損失補償に要する費用は、管理、使用若しくは収用を行い、又は保管を命じた都道府県知事の統括する都道府県が、これを支弁する。

(委託費用の補償)

第十九条 都道府県は、当該都道府県知事が第十六条の規定により委託した事項を実施するため、日本赤十字社が支弁した費用に対し、その費用のための寄附金その他の収入を控除した額を補償する。

(都道府県が応援のため支弁した費用)

第二十条 都道府県は、他の都道府県において行われた救助につき行った応援のため支弁した費用について、救助の行われた地の都道府県に対して、求償することができる。

- 2 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合において、前項の規定により求償の請求を受けた救助の行われた地の都道府県は、内閣府令で定めるところにより、国に対して、国が当該都道府県に代わって同項に規定する費用について同項の規定により求償の請求を行った都道府県に対して弁済するよう要請することができる。

- 3 国は、前項の規定による要請があった場合において、救助の行われた地の都道府県の区域内における被害の状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、第一項の規定による求償の請求に係る費用を、当該都道府県に代わって当該求償の請求を行った都道府県に対して弁済することができる。

- 4 国は、前項の規定により第一項の規定による求償の請求に係る費用を弁済した場合において、救助の行われた地の都道府県に対して、当該弁済した費用を求償するものとする。

(国庫負担)

第二十一条 国庫は、都道府県が第十八条の規定により支弁した費用及び第十九条の規定による補償に要した費用(前条第一項の規定により求償することができないものを除く。)並びに同項の規定による求償に対する支払に要した費用(前条第四項の規定に

よる求償に対する支払に要した費用を含む。)の合計額が政令で定める額以上となる場合において、当該合計額が、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)に定める当該都道府県の普通税(法定外普通税を除く。以下同じ。)について同法第一条第一項第五号にいう標準税率(標準税率の定めのない地方税については、同法に定める税率とする。)をもつて算定した当該年度の収入見込額(以下この項において「収入見込額」という。)の百分の二以下であるときにあっては当該合計額についてその百分の五十を負担するものとし、収入見込額の百分の二を超えるときにあつては次の区分に従つて負担するものとする。この場合において、収入見込額の算定方法については、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の定めるところによるものとする。

一 収入見込額の百分の二以下の部分については、その額の百分の五十

二 収入見込額の百分の二を超え、百分の四以下の部分については、その額の百分の八十

三 収入見込額の百分の四を超える部分については、その額の百分の九十

2 国は、前条第二項の規定による要請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、前項の規定による国庫の負担額の全部又は一部を、同条第三項の規定による弁済に代えて、同条第一項の規定により求償の請求を行った都道府県に対して支払うことができる。

一 前条第二項の規定により救助の行われた地の都道府県から弁済するよう要請された費用の額が前項の規定による国庫の負担額を上回らないこと。

二 救助の行われた地の都道府県の区域内における被害の状況その他の事情を勘案して前条第一項の規定による求償の請求に係る費用を当該都道府県に代わつて当該求償の請求を行った都道府県に対して弁済する必要があること。

3 前項の規定により国が前条第一項の規定による求償の請求に係る費用を支払う場合における第一項の規定の適用については、同項中「前条第四項の規定による求償に対する支払に要した」とあるのは、「前条第二項の規定により救助の行われた地の都道府県から弁済するよう要請された」とする。

(災害救助基金)

第二十二條 都道府県は、前条第一項に規定する費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかなければならない。

第二十三條 災害救助基金の各年度における最少額は当該都道府県の当該年度の前年度の前三年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の千分の五に相当する額とし、災害救助基金がその最少額に達していない場合は、都道府県は、政令で定める金額を、当該年度において、積み立てなければならない。

第二十四條 災害救助基金から生ずる収入は、全て災害救助基金に繰り入れなければならない。

第二十五條 第二十一条第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による国庫の負担額が、第二十一条第一項に規定する費用を支弁するために災害救助基金以外の財源から支出された額を超過するときは、その超過額は、これを災害救助基金に繰り入れなければならない。

第二十六條 災害救助基金の運用は、次の方法によらなければならない。

- 一 財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金
- 二 国債証券、地方債証券その他確実な債券の応募又は買入れ
- 三 第四条第一項に規定する給与品の事前購入

第二十七條 災害救助基金の管理に要する費用は、災害救助基金から支出することができる。

第二十八條 災害救助基金が第二十三条の規定による最少額以上積み立てられている都道府県は、区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）が災害救助の資金を貯蓄しているときは、同条の規定による最少額を超える部分の金額の範囲内において、災害救助基金から補助することができる。

(繰替支弁)

第二十九条 都道府県知事は、第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととした場合又は都道府県が救助に要する費用を支弁するいとまがない場合においては、救助を必要とする者の現在地の市町村に、救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させることができる。

第四章 雑則

第三十条 都道府県知事は、救助を行った者について、災害対策基本法第九十条の三第四項の規定により情報の提供の求めがあつたときは、当該提供の求めに係る者についての同条第二項第一号から第四号までに掲げる情報であつて自らが保有するものを提供するものとする。

第五章 罰則

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第一項又は第二項の規定による従事命令に従わなかつた者
- 二 第五条第一項又は第九条第一項の規定による保管命令に従わなかつた者

第三十二条 偽りその他不正の手段により救助を受け、又は受けさせた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるものは、同法による。

第三十三条 第六条第一項若しくは第二項若しくは第十条第一項若しくは第二項の規定による当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第六条第二項若しくは第十条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、二十万円

以下の罰金に処する。

第三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

○ 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）（抄）

第一条 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）第二条に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

一 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第一に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

二 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第二に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であつて、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第三に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

三 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第四に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかつた者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であつて、多数の世帯の住家が滅失したこと。

四 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、厚生労働省令で定める基準に該当すること。

② 前項第一号から第三号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たつては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもつて、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつた世帯は三世帯をもつて、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

第二条から第七条まで 削除

第八条 法第二十三条第一項第十号に規定する救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 死体の搜索及び処理
- 二 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第九条 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、厚生労働大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事が、これを定める。

② 前項の厚生労働大臣が定める基準によつては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第十条 法第二十四条第一項及び第二項に規定する医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、次のとおりとする。

- 一 医師、歯科医師又は薬剤師
- 二 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士
- 三 土木技術者又は建築技術者
- 四 大工、左官又はとび職
- 五 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者
- 六 鉄道事業者及びその従業者
- 七 軌道経営者及びその従業者
- 八 自動車運送事業者及びその従業者
- 九 船舶運送業者及びその従業者
- 十 港湾運送業者及びその従業者

第十一条 法第二十四条第五項の規定による実費弁償に関して必要な事項は、厚生労働大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事が、これを定める。

第十二条 法第二十六条第一項の規定により管理することができる施設は、次のとおりとする。

- 一 病院、診療所又は助産所
- 二 旅館又は飲食店

第十三条 法第二十九条の扶助金（以下「扶助金」という。）は、療養扶助金、休業扶助金、障害扶助金、遺族扶助金、葬祭扶助金及び打切扶助金の六種とする。

第十四条 前条に規定する扶助金（療養扶助金を除く。）は、支給基礎額を基準として支給する。

② 前項に規定する支給基礎額は、次のとおりとする。

一 法第二十四条の規定により救助に関する業務に従事した者（以下「従事者」という。）のうち、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）に規定する労働者である者については、負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日又は診断によつて疾病の発生が確定した日を基準として、同法第十二条の規定により算定した平均賃金の額

二 従事者のうち、労働基準法に規定する労働者でない者については、その者が通常得ている収入の額を基準として都道府県知事が定める額。ただし、その者が通常得ている収入の額が、その地方で、同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者が通常得ている収入の額（以下「標準収入額」という。）をこえるときは、標準収入額を基準として都道府県知事が定める額とする。

三 法第二十五条の規定により救助に関する業務に協力した者（以下「協力者」という。）については、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百二十九号）第五条に規定する給付基礎額の例により都道府県知事が定める額

第十五条 従事者又は協力者が負傷し、又は疾病にかかった場合においては、療養扶助金として、必要な療養に要する費用を支給する。

② 前項の療養の範囲は、次に掲げるものであつて、療養上相当と認められるものとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

第十六条 従事者又は協力者が負傷し、又は疾病にかかり、療養のため従前の業務に服することができない場合においては、休業扶助金として、その業務に服することができない期間一日につき、支給基礎額の百分の六十に相当する金額を支給する。

② 前項の場合において、引き続き業務上の収入の全部又は一部を受けることができる者に対しては、同項の規定にかかわらず、その受けることができる期間中は休業扶助金を支給しない。ただし、その業務上の収入の額が休業扶助金の額より少いときは、その差額を支給する。

第十七条 従事者又は協力者の負傷又は疾病がなおつた場合において、別表第五に定める程度の身体障害が存するときは、障害扶助金として、その障害の等級に応じ、支給基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。

② 別表第五に定める程度の身体障害が二以上ある場合の身体障害の等級は、最も重い身体障害に応ずる等級による。

③ 次に掲げる場合の身体障害の等級は、前項の規定にかかわらず、次の各号のうち、従事者又は協力者に最も有利なものによる。

- 一 第十三級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より一級上位の等級

二 第八級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より二級上位の等級
三 第五級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より三級上位の等級

④ 前項の規定による障害扶助金の額は、それぞれの身体障害に應ずる等級による障害扶助金の額を合算した額をこえてはならない。

⑤ 既に身体障害のある従事者又は協力者が、負傷又は疾病によつて、同一部位について障害の程度を加重した場合には、その障害扶助金の額から従前の障害に應ずる等級による障害扶助金の額を差し引いた額をもつて、障害扶助金の額とする。

第十八条 従事者又は協力者が死亡した場合には、遺族扶助金として、その者の遺族に対して、支給基礎額の千倍に相当する金額を支給する。

第十九条 前条の遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一 配偶者（婚姻の届出をしないが、従事者又は協力者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

二 子、父母、孫及び祖父母で、従事者又は協力者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三 前二号に掲げる者のほか、従事者又は協力者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた者

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前二号に該当しないもの

② 前項に掲げる者の遺族扶助金を受ける順位は、同項各号の順位により、同項二号又は第四号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ、当該各号に掲げる順序により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

③ 従事者又は協力者が遺言又は都道府県知事に対する予告で、第一項第三号及び第四号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その指定された者は、同項第三号及び第四号に掲げる他の者に優先して遺族扶助金を受けるものとする。

④ 遺族扶助金を受けるべき同順位の者が二人以上ある場合には、遺族扶助金は、その人数によつて等分して支給するものとする。

第二十条 従事者又は協力者が死亡した場合には、葬祭扶助金として、葬祭を行う者に対して、支給基礎額の六十倍に相当する金額を支給する。

第二十一条 第十五条の規定によつて療養扶助金の支給を受ける者が、療養扶助金の支給開始後三年を経過しても負傷又は疾病がなおらない場合においては、打切扶助金として、支給基礎額の千二百倍に相当する金額を支給することができる。

② 前項の規定により打切扶助金を支給したときは、その後は扶助金を支給しない。

第二十二条 扶助金の支給を受けるべき者が他の法令（条例を含む。）による療養その他の給付又は補償を受けたときは、同一の事故については、その給付又は補償の限度において、扶助金を支給しない。

② 扶助金の支給の原因である事故が第三者の行為によつて生じた場合において、扶助金の支給を受けるべき者が当該第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、その賠償の限度において、扶助金を支給しない。

第二十三条 都道府県知事は、法第三十条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととするときは、市町村長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を市町村長に通知するものとする。この場合においては、当該市町村長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。

② 都道府県知事は、法第三十条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務（法第二十四条から第二十七条までに規定する事務に限る。）の一部を市町村長が行うこととし、前項前段の規定による通知をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。

③ 法第三十条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととした場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、市町村長に関する規定として市町村長に適用があるものとする。

第二十四条 第九条、第十一条、第十四条第二項第二号及び第三号並びに前条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第二十五条 法第三十六条に規定する政令で定める額は、百万円とする。

第二十六条 都道府県が法第三十八条第一項の規定により積み立てなければならない金額は、当該都道府県の当該年度における災害救助基金の最少額の五分の一に相当する額とする。

② 前項の規定により算定した額と当該都道府県が現に積み立てている額の合計額が、当該都道府県の当該年度における災害救助基金の最少額を超過する場合には、当該都道府県が積み立てなければならない金額は、同項の規定により算定した額からその超過額を控除した額とする。

別表第一（別表第四（略））

別表第五（第十七条関係）

等級	倍数	身体障害
一級	一、二四〇	一 両眼が失明したもの 二 咀嚼しやく及び言語の機能が失われたもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五 両上肢をそれぞれひじ関節以上で失つたもの 六 両上肢が用をなさなくなつたもの 七 両下肢をそれぞれひざ関節以上で失つたもの 八 両下肢が用をなさなくなつたもの

五級	四級	三級	二級
七九〇	九二〇	一、〇五〇	一、一九〇
<p>一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下に減じたもの</p>	<p>一 両眼の視力がそれぞれ〇・〇六以下に減じたもの</p> <p>二 咀嚼そしやく及び言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>三 両耳の聴力が全く失われたもの</p> <p>四 一上肢をひじ関節以上で失つたもの</p> <p>五 一下肢をひざ関節以上で失つたもの</p> <p>六 両手のすべての指が用をなさなくなつたもの</p> <p>七 両足をリスフラン関節以上で失つたもの</p>	<p>一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの</p> <p>二 咀嚼そしやく又は言語の機能が失われたもの</p> <p>三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</p> <p>四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</p> <p>五 両手のすべての指を失つたもの</p>	<p>一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの</p> <p>二 両眼の視力がそれぞれ〇・〇二以下に減じたもの</p> <p>三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの</p> <p>四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの</p> <p>五 両上肢をそれぞれ手関節以上で失つたもの</p> <p>六 両下肢をそれぞれ足関節以上で失つたもの</p>

七級	六級	
五六〇	六七〇	
<p>一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下に減じたもの</p> <p>二 両耳の聴力が四〇センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができ</p>	<p>一 両眼の視力がそれぞれ〇・一以下に減じたもの</p> <p>二 咀嚼そしやく又は言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>三 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>四 一方の耳の聴力が全く失われ、他方の耳の聴力が四〇センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>五 脊せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの</p> <p>六 一上肢の三大関節のうちいずれか二関節が用をなさなくなつたもの</p> <p>七 一下肢の三大関節のうちいずれか二関節が用をなさなくなつたもの</p> <p>八 片手のすべての指を失つたもの又はおや指をあわせ片手の四本の指を失つたもの</p>	<p>二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>四 一上肢を手関節以上で失つたもの</p> <p>五 一下肢を足関節以上で失つたもの</p> <p>六 一上肢が用をなさなくなつたもの</p> <p>七 一下肢が用をなさなくなつたもの</p> <p>八 両足のすべての指を失つたもの</p>

八級	
四五〇	
<p>一 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの</p> <p>二 脊せき柱に運動障害を残すもの</p> <p>三 おや指をあわせ片手の二本の指を失つたもの又はおや指以外の片手の三本の指を失つたもの</p>	<p>ない程度に減じたもの</p> <p>三 一方の耳の聴力が全く失われ、他方の耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>四 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>五 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>六 おや指をあわせ片手の三本の指を失つたもの又はおや指以外の片手の四本の指を失つたもの</p> <p>七 片手の全ての指が用をなさなくなつたもの又はおや指をあわせ片手の四本の指が用をなさなくなつたもの</p> <p>八 片足をリスフラン関節以上で失つたもの</p> <p>九 一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>一〇 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>一一 両足の全ての指が用をなさなくなつたもの</p> <p>一二 外貌が著しく醜くなつたもの</p> <p>一三 両側の鞏こう丸を失つたもの</p>

	九級
	三五〇
<p>四 おや指をあわせ片手の三本の指が用をなさなくなつたもの又はおや指以外の片手の四本の指が用をなさなくなつたもの</p> <p>五 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの</p> <p>六 一上肢の三大関節のうちのいずれか一関節が用をなさなくなつたもの</p> <p>七 一下肢の三大関節のうちのいずれか一関節が用をなさなくなつたもの</p> <p>八 一上肢に偽関節を残すもの</p> <p>九 一下肢に偽関節を残すもの</p> <p>一〇 片足のすべての指を失つたもの</p>	<p>一 両眼の視力がそれぞれ〇・六以下に減じたもの</p> <p>二 一眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの</p> <p>三 両眼にそれぞれ半盲症、視野狭窄さく又は視野変状を残すもの</p> <p>四 両眼のまぶたにそれぞれ著しい欠損を残すもの</p> <p>五 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>六 咀嚼そしやく及び言語の機能に障害を残すもの</p> <p>七 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>八 一方の耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じ、他方の耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度に減じたもの</p> <p>九 一方の耳の聴力が全く失われたもの</p> <p>一〇 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができする労務が相当な程度</p>

	一〇級
	二七〇
<p>に制限されるもの</p> <p>一一 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができるとする労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>一二 片手のおや指を失つたもの又はおや指以外の片手の二本の指を失つたもの</p> <p>一三 おや指をあわせ片手の二本の指が用をなさなくなつたもの又はおや指以外の片手の二本の指が用をなさなくなつたもの</p> <p>一四 第一足指をあわせ片足の二本以上の指を失つたもの</p> <p>一五 片足の全ての指が用をなさなくなつたもの</p> <p>一六 外貌が相当程度醜くなつたもの</p> <p>一七 生殖器に著しい障害を残すもの</p>	<p>一 一眼の視力が〇・一以下に減じたもの</p> <p>二 正面を見た場合に複視の症状を残すもの</p> <p>三 咀嚼そしやく又は言語の機能に障害を残すもの</p> <p>四 十四本以上の歯に歯科補綴をつを加えたもの</p> <p>五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度に減じたもの</p> <p>六 一方の耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>七 片手のおや指が用をなさなくなつたもの又はおや指以外の片手の二本の指が用をなさなくなつたもの</p> <p>八 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの</p>

<p>一二級</p>	<p>一二級</p>	
<p>一四〇</p>	<p>二〇〇</p>	
<p>一 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三 七本以上の歯に歯科補綴てつを加えたもの 四 一方の耳の耳殻の大部分を欠損したもの 五 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの</p>	<p>九 片足の第一足指又は他の四本の指を失つたもの 一〇 一上肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に著しい障害を残すもの 一一 一下肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に著しい障害を残すもの 一 両眼の眼球にそれぞれ著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 二 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 四 十本以上の歯に歯科補綴てつを加えたもの 五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度に減じたもの 六 一方の耳の聴力が四〇センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの 七 脊せき柱に変形を残すもの 八 片手のひとさし指、なか指又はくすり指を失つたもの 九 第一足指をあわせ片足の二本以上の指が用をなさなくなつたもの 一〇 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>	

	一三級
	九〇
<p>六 一 上肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>七 一 下肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>八 長管状骨に変形を残すもの</p> <p>九 片手のこ指を失ったもの</p> <p>一〇 片手のひとさし指、なか指又はくすり指が用をなさなくなつたもの</p> <p>一一 片足の第二指を失つたもの、第二指をあわせ片足の二本の指を失つたもの又は片足の第三指以下の三本の指を失つたもの</p> <p>一二 片足の第一足指又は他の四本の指が用をなさなくなつたもの</p> <p>一三 局部に頑固な神経症状を残すもの</p> <p>一四 外貌が醜くなつたもの</p>	<p>一 一眼の視力が〇・六以下に減じたもの</p> <p>二 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの</p> <p>三 一眼に半盲症、視野狭窄さく又は視野変状を残すもの</p> <p>四 両眼のまぶたにそれぞれ一部の欠損又はまつげはげを残すもの</p> <p>五 五本以上の歯に歯科補綴てつを加えたもの</p> <p>六 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</p> <p>七 片手のこ指が用をなさなくなつたもの</p> <p>八 片手のおや指の指骨の一部を失つたもの</p> <p>九 一 下肢を一センチメートル以上短縮したもの</p> <p>一〇 片足の第三指以下の一本又は二本の指を失つたもの</p> <p>一一 片足の第二足指が用をなさなくなつたもの、第二足指をあわせ片足の二本の指</p>

	一四級	が用をなさなくなつたもの又は片足の第三足指以下の三本の指が用をなさなくなつたもの
	五〇	<ul style="list-style-type: none"> 一 一眼のまぶたの一部に欠損又はまつげはげを残すもの 二 三本以上の歯に歯科補綴てつを加えたもの 三 一方の耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度に減じたもの 四 上肢の露出面にてのひら大以上の大きさの醜いあとを残すもの 五 下肢の露出面にてのひら大以上の大きさの醜いあとを残すもの 六 片手のおや指以外の指の指骨の一部を失つたもの 七 片手のおや指以外の指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの 八 片足の第三足指以下の一本又は二本の指が用をなさなくなつたもの 九 局部に神経症状を残すもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異状があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 二 手の指を失つたものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失つたものをいう。
- 三 手の指が用をなさなくなつたものとは、指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四 足の指を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。
- 五 足の指が用をなさなくなつたものとは、第一足指は末節骨の半分以上、その他の指は遠位指節間関節以上を失つたもの又は中足指節間関節若しくは近位指節間関節（第一足指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

六 各等級の身体障害に該当しない身体障害であつて、各等級の身体障害に相当するものは、当該等級の身体障害とする。

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 一 条例を設け又は改廃すること。
- 二 予算を定めること。
- 三 決算を認定すること。
- 四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- 五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
- 六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
- 七 不動産を信託すること。
- 八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をするること。
- 九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
- 十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
- 十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
- 十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第五百条の二、第九十二条及び第九十九条の三第三項において同じ。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条

第二項において準用する場合を含む。)又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟(以下この号、第五百五条の二、第九十二条及び第九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。)に係るものを除く。)、和解(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。)、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。

十五 その他法律又はこれに基づく政令(これらに基づく条例を含む。)により議会の権限に属する事項

② 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件(法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとする)が適当でないものとして政令で定めるものを除く。)につき議会の議決すべきものを定めることができる。

○ 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)(抄)

第二百一十一条の三 地方自治法第九十六条第二項に規定する議会の議決すべきものとして政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百二十二号)第八条第一項(同法第百八十三条において準用する場合を含む。)、第十一条第四項(同法第百七十七条第三項において準用する場合を含む。)、第十二条第一項(同法第十八条第二項(同法第百八十三条において準用する場合を含む。))及び第百八十三条において準用する場合を含む。)、第十四条第一項及び第十五条第一項(これらの規定を同法第百八十三条において準用する場合を含む。)、第十六条第四項及び第五項(これらの規定を同法第百七十八条第三項において準用する場合を含む。)、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二十条(これらの規定を同法第百八十三条において準用する場合を含む。)、第二十一条第二項及び第三項(これらの規定を同法第百七十九条第二項において準用する場合を含む。)、第二十六条及び第二十九条第二項(これらの規定

を同法第八十三条において準用する場合を含む。）、第五十四条第六項（同法第五十八条第六項（同法第八十三条において準用する場合を含む。）及び第八十三条において準用する場合を含む。）、第五十八条第一項から第三項まで、第五十九条第一項及び第六十一条第一項（これらの規定を同法第八十三条において準用する場合を含む。）、第六十二条第四項（同法第五項及び同法第六十九条第二項（これらの規定を同法第八十三条において準用する場合を含む。）並びに第八十三条において準用する場合を含む。）、第六十三条、第六十四条第一項、第六十九条第一項及び第二項、第七十六条第二項、第七十七条第三項、第八十一条第一項及び第四項、第八十五条第一項、第八十九条第二項、第九十六条第二項、第九十七条第四項、第六項及び第七項並びに第一百零二条第一項、第三項及び第四項（これらの規定を同法第八十三条において準用する場合を含む。）並びに第一百三十一条第一項（同法第五項（同法第八十三条において準用する場合を含む。）及び同法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定、同法第一百五十三条（同法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第七十二条第二項及び第三項並びに第九十九条第一項（これらの規定を同法第八十三条において準用する場合を含む。）、第二百二十九条、第三百零二条第二項及び第三百零九条から第四百零一条まで（これらの規定を同法第八十三条において準用する場合を含む。）、第四百零二条、第四百零三条及び第四百零四条（これらの規定を同法第八十三条において準用する場合を含む。）、第四百零五条並びに第四百零六条第一項並びに第四百零七条第一項及び第二項（これらの規定を同法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が処理することとされている事務に係る事件

二 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第九条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務に係る事件

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

政令	事務
(略)	(略)
災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）	第九条、第十一条、第十四条第二项第二号及び第三号並びに第二十三条の規定により都道府県が処理することとされている事務
(略)	(略)
自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）	第百十四条から第百二十条までの規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務、第百六十一条第二項の規定により河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第九條第二項に規定する指定区間内の一級河川及び同法第五條第一項に規定する二級河川に關して都道府県又は指定都市が処理することとされている事務並びに第百三十三條（第百四十四條において準用する場合を含む。）、第百三十四條、第百三十五條（第百四十四條において準用する場合を含む。）、第百三十七條第二項（第百四十四條において準用する場合を含む。）、第百三十九條第二項、第百四十條において準用する災害救助法施行令第十四條第二項第二号及び第百四十一條第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務
(略)	(略)

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）

(防衛出動時における物資の収用等)

第百三条 第七十六条第一項の規定により自衛隊が出動を命ぜられ、当該自衛隊の行動に係る地域において自衛隊の任務遂行上必要がある場合とは、都道府県知事は、防衛大臣又は政令で定める者の要請に基き、病院、診療所その他政令で定める施設(以下本条中「施設」という。)を管理し、土地、家屋若しくは物資(以下本条中「土地等」という。)を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対してその取り扱う物資の保管を命じ、又はこれらの物資を収用することができる。ただし、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、防衛大臣又は政令で定める者は、都道府県知事に通知した上で、自らこれらの権限を行うことができる。

2 第七十六条第一項の規定により自衛隊が出動を命ぜられた場合においては、当該自衛隊の行動に係る地域以外の地域においても、都道府県知事は、防衛大臣又は政令で定める者の要請に基き、自衛隊の任務遂行上特に必要があると認めるときは、防衛大臣が告示して定めた地域内に限り、施設の管理、土地等の使用若しくは物資の収用を行い、又は取扱物資の保管命令を発し、また、当該地域内にある医療、土木建築工事又は輸送を業とする者に対して、当該地域内においてこれらの者が現に従事している医療、土木建築工事又は輸送の業務と同種の業務で防衛大臣又は政令で定める者が指定したものに従事することを命ずることができる。

3 前二項の規定により土地を使用する場合において、当該土地の上にある立木その他土地に定着する物件(家屋を除く。以下「立木等」という。)が自衛隊の任務遂行の妨げとなると認められるときは、都道府県知事(第一項ただし書の場合にあつては、同項ただし書の防衛大臣又は政令で定める者。次項、第七項、第十三項及び第十四項において同じ。)は、第一項の規定の例により、当該立木等を移転することができる。この場合において、事態に照らし移転が著しく困難であると認めるときは、同項の規定の例により、当該立木等を処分することができる。

4 第一項の規定により家屋を使用する場合において、自衛隊の任務遂行上やむを得ない必要があると認められるときは、都道府県知事は、同項の規定の例により、その必要な限度において、当該家屋の形状を変更することができる。

5 第二項に規定する医療、土木建築工事又は輸送に従事する者の範囲は、政令で定める。

- 6 第一項本文又は第二項の規定による処分の対象となる施設、土地等又は物資を第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の用に供するため必要な事項は、都道府県知事と当該処分を要請した者とが協議して定める。
- 7 第一項から第四項までの規定による処分を行う場合には、都道府県知事は、政令で定めるところにより公用令書を交付して行わなければならない。ただし、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が知れない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定めるところにより事後に交付すれば足りる。
- 8 前項の公用令書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 公用令書の交付を受ける者の氏名(法人にあつては、名称)及び住所
 - 二 当該処分の根拠となつたこの法律の規定
 - 三 次に掲げる処分の区分に応じ、それぞれ次に定める事項
 - イ 施設の管理 管理する施設の所在する場所及び管理する期間
 - ロ 土地又は家屋の使用 使用する土地又は家屋の所在する場所及び使用する期間
 - ハ 物資の使用 使用する物資の種類、数量、所在する場所及び使用する期間
 - ニ 取扱物資の保管命令 保管すべき物資の種類、数量、保管すべき場所及び期間
 - ホ 物資の収用 収用する物資の種類、数量、所在する場所及び収用する期日
 - ヘ 業務従事命令 従事すべき業務、場所及び期間
 - ト 立木等の移転又は処分 移転し、又は処分する立木等の種類、数量及び所在する場所
 - チ 家屋の形状の変更 家屋の所在する場所及び変更の内容
 - 四 当該処分を行う理由
- 9 前二項に定めるもののほか、公用令書の様式その他公用令書について必要な事項は、政令で定める。
- 10 都道府県(第一項ただし書の場合にあつては、国)は、第一項から第四項までの規定による処分(第二項の規定による業務従事命令を除く。)が行われたときは、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 11 都道府県は、第二項の規定による業務従事命令により業務に従事した者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償

しなければならない。

12 都道府県は、第二項の規定による業務従事命令により業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

13 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により施設を管理し、土地等を使用し、取扱物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、その職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所又は取扱物資を保管させる場所に立ち入り、当該施設、土地、家屋又は物資の状況を検査させることができる。

14 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により取扱物資を保管させたときは、保管を命じた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り、当該物資の保管の状況を検査させることができる。

15 前二項の規定により立入検査をする場合には、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

16 第十三項又は第十四項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

17 前各項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定による処分について必要な手続は、政令で定める。

18 第一項から第四項までの規定による処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

19 第一項から第四項まで、第六項、第七項及び第十項から第十五項までの規定の実施に要する費用は、国庫の負担とする。

○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（抄）

（災害救助法施行令の準用）

第四百十条 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第十三条から第二十二号まで（第十四条第二項第三号を除く。）の規定は、法第百三条第十二項の規定による損害の補償について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

									読み替える規定
				第十三条					読み替えられる字句
				療養扶助金、休業扶助金、障害扶助金、遺族扶助金、葬祭扶助金及び打切扶助金					
				療養扶助金					
				第十四条第二項第一号					
				法第二十四条の規定により救助に関する業務に従事した者					
				第十五条第一項					
				従事者又は協力者					
				療養扶助金					
				第十六条第一項					
				従事者又は協力者					
				休業扶助金					
				第十六条第二項					
				休業扶助金					
				第十七条第一項及び第五項					
				従事者又は協力者					
				障害扶助金					
				障害補償					
				従事者					
				休業補償					
				休業補償					
				従事者					
				療養補償					
				従事者					
				自衛隊法第百三条第二項の規定による業務従事命令により業務に従事した者					
				療養補償					
				療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭補償及び打切補償					
				療養補償					
				読み替える字句					

第二十一条第二項	第二十一条第一項	第二十条		第十九条第二項及び第四項	第十九条第一項	第十八条及び第十九条第三項		第十七条第四項	第十七条第三項	
		打切扶助金	打切扶助金			打切扶助金	打切扶助金			打切扶助金
打切補助金	打切補助金	療養補助金	葬祭補助金	従事者又は協力者	遺族補助金	従事者又は協力者	遺族補助金	従事者又は協力者	障害補助金	従事者又は協力者

(事務の区分)

第六十二条 第一百十四条から第二十條までの規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務、第六十一条第二項の規定により河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川及び同法第五條第一項に規定する二級河川に関して都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市が処理することとされている事務並びに第一百三十三条（第四百十四条において準用する場合を含む。）、第三十四条、第三十五条（第四百十四条において準用する場合を含む。）、第三十七条第二項（第四百十四条において準用する場合を含む。）、第四十四条（第四百四十一條第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。）、第三十九条第二項、第四十条において準用する災害救助法施行令第十四条第二項第二号及び第四百四十一條第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○ 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）（抄）

(重要事項の説明等)

第三十五条 宅地建物取引業者は、宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の相手方若しくは代理を依頼した者又は宅地建物取引業者が行う媒介に係る売買、交換若しくは貸借の各当事者（以下「宅地建物取引業者の相手方等」という。）に対して、その者が取得し、又は借りようとしている宅地又は建物に関し、その売買、交換又は貸借の契約が成立するまでの間に、取引主任者をして、少なくとも次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面（第五号において図面を必要とするときは、図面）を交付して説明をさせなければならない。

一 (略)

二 都市計画法、建築基準法その他の法令に基づく制限で契約内容の別（当該契約の目的物が宅地であるか又は建物であるかの別及び当該契約が売買若しくは交換の契約であるか又は貸借の契約であるかの別をいう。以下この条において同じ。）に応じて政令で定めるものに関する事項の概要

三〇十四 (略)

二〇五 (略)

○ 宅地建物取引業法施行令 (昭和三十九年政令第三百八十三号) (抄)

(法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限)

第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定 (これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。) に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法 (昭和四十三年法律第百一号) 第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限 (同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。) で当該宅地又は建物に係るものとする。

一 都市計画法第二十九条第一項及び第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第五十二条の二第一項 (同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。) 、第五十二条の三第二項及び第四項 (これらの規定を同法第五十七条の四及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八十四条において準用する場合を含む。 次項において同じ。) 、第五十三条第一項、第五十七条第二項及び第四項、第五十八条第一項、第五十八条の二第一項及び第二項、第六十五条第一項並びに第六十七条第一項及び第三項

二 建築基準法第三十九条第二項、第四十三条、第四十三條の二、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十七条、第四十八條第一項から第十三項まで (同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。) 、第四十九条 (同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。) 、第五十条 (同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。) 、第四十九条の二 (同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。) 、第五十条 (同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。) 、第五十二条第一項から第十四項まで、第五十三条第一項から第六項まで、第五十三条の二第一項から第三項まで、第五十四条、第五十五条第一項から第三項まで、第五十六条、第五十六条の二、第五十七条の二第三項、第五十七条の四、第五十七条の五、第五十八条、第五十九条第一項及び第二項、第五十九条の二第一

- 項、第六十条第一項及び第二項、第六十条の二第一項から第三項まで及び第六項、第六十一条、第六十二条、第六十七条の二第一項及び第三項から第七項まで、第六十八条第一項から第四項まで、第六十八条の二第一項及び第五項（これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十八条の九、第七十五条、第七十五条の二第五項、第七十六条の三第五項、第八十六条第一項から第四項まで、第八十六条の二第一項から第三項まで並びに第八十六条の八第一項及び第三項
- 三 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第八条第一項
- 四 都市緑地法第八条第一項、第十四条第一項、第二十条第一項、第二十九条、第三十五条第一項から第三項まで及び第五項から第九項まで、第三十六条、第三十九条第一項、第五十条、第五十一条第五項並びに第五十四条第四項
- 五 生産緑地法第八条第一項
- 五の二 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第五条第一項及び第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）
- 五の三 景観法第十六条第一項及び第二項、第二十二条第一項、第三十一条第一項、第四十一条、第六十三条第一項、第七十二条第一項、第七十三条第一項、第七十五条第一項及び第二項、第七十六条第一項、第八十六条、第八十七条第五項並びに第九十条第四項
- 六 土地区画整理法第七十六条第一項、第九十九条第一項及び第三項、第一百条第二項並びに第一百七条の二第一項及び第二項
- 六の二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する土地区画整理法第九十九条第一項及び第三項並びに第一百条第二項並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七十条第一項、第二十六条第一項及び第六十七条第一項
- 六の三 地方拠点都市地域の整備及び産業界業務施設の再配置の促進に関する法律第二十一条第一項
- 六の四 被災市街地復興特別措置法第七条第一項
- 七 新住宅市街地開発法第三十一条及び第三十二条第一項
- 七の二 新都市基盤整備法第三十九条において準用する土地区画整理法第九十九条第一項及び第三項並びに第一百条第二項並びに新都市基盤整備法第五十条及び第五十一条第一項
- 八 旧公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律第十三条第一項（都市再開発法附則第四条第二項の規定によりなお

その効力を有するものとされる旧防災建築街区造成法第五十五条第一項において準用する場合に限る。）

- 九 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二十五条第一項
- 十 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第三十四条第一項
- 十一 流通業務市街地の整備に関する法律第五条第一項、第三十七条第一項及び第三十八条第一項
- 十二 都市再開発法第七条の四第一項及び第六十六条第一項
- 十二の二 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十条第一項及び第二項
- 十二の三 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第六条第一項及び第二項
- 十二の四 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十三条第一項及び第二項、第九十七条第一項、第二百三十条、第二百八十三条第一項、第二百九十四条、第二百九十五条第五項並びに第二百九十八条第四項
- 十二の五 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十五条第一項及び第二項並びに第三十三条第一項及び第二項
- 十三 港湾法第三十七条第一項第四号及び第四十条第一項
- 十四 住宅地区改良法第九条第一項
- 十五 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第四条第一項及び第八条
- 十六 農地法第三条第一項、第四条第一項及び第五条第一項
- 十七 宅地造成等規制法第八条第一項及び第十二条第一項
- 十七の二 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二十三条
- 十八 自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項、第三十三条第一項、第四十八条及び第七十三条第一項（利用調整地区に係る部分を除く。）
- 十八の二 首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第一百一号）第十三条
- 十八の三 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三十三号）第十四条
- 十九 河川法第二十六条第一項、第二十七条第一項、第五十五条第一項、第五十七条第一項、第五十八条の四第一項及び第五十

- 八条の六第一項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）
- 十九の二 特定都市河川浸水被害対策法第九条、第十六条第一項、第十八条第一項、第二十五条第一項及び第三十一条
- 二十 海岸法第八条第一項
- 二十の二 津波防災地域づくりに関する法律第二十三条第一項、第五十二条第一項、第五十八条、第六十八条、第七十三条第一項、第七十八条第一項、第八十二条及び第八十七条第一項
- 二十一 砂防法第四条（同法第三条において準用する場合を含む。）
- 二十二 地すべり等防止法第十八条第一項及び第四十二条第一項
- 二十三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第七条第一項
- 二十三の二 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第九条第一項及び第十六条第一項
- 二十四 森林法第十条の二第一項、第十条の十一の十三、第三十一条並びに第三十四条第一項及び第二項（これらの規定を同法第四十四条において準用する場合を含む。）
- 二十五 道路法第四十七条の八、第四十八条の十九及び第九十一条第一項
- 二十六 全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第十一条第一項（同法附則第十三項において準用する場合を含む。）
- 二十七 土地収用法第二十八条の三第一項（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）
- 二十八 文化財保護法第四十三条第一項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第五項（これらの規定を同法第八十三条において準用する場合を含む。次項において同じ。）、第二百二十五条第一項、第二百二十八条第一項、第四百四十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）並びに第百八十二条第二項
- 二十九 航空法第四十九条第一項（同法第五十五条の二第三項又は自衛隊法第百七条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十六条の三第一項
- 三十 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第十四条第一項、第二十三条第一項並びに第二十七条の四第一項及び第三項（これらの規定を同法第二十七条の七第一項において準用する場合を含む。）

- 三十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条の十九第一項及び第三項
 - 三十二 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第九条並びに第十二条第一項及び第三項
 - 三十三 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十五条の七、第四十五条の八第五項及び第四十五条の十一第四項（これらの規定を同法第四十五条の十三第三項、第四十五条の十四第三項及び第七十二条の二第二項において準用する場合を含む。）並びに第四十五条の二十
 - 三十四 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第四十六条、第四十七条第三項及び第五十条第四項
 - 三十五 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第六十四条第四項及び第五項
 - 三十六 大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第二十八条第四項及び第五項
- 2・3 （略）

○ 行政機関の職員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）（抄）

（定員の総数の最高限度）

- 第一条 内閣の機関（内閣官房及び内閣法制局をいう。以下同じ。）、内閣府及び各省の所掌事務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員の総数の最高限度は、三十三万九千八百八十四人とする。

2 （略）

（内閣府、各省等の定員）

- 第二条 内閣の機関、内閣府及び各省の前条第一項の定員は、それぞれ政令で定める。

○ 行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第二百二十一号）（抄）

第一条 行政機関の職員の定員に関する法律（以下「法」という。）第一条第一項の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
内閣の機関	八八四人	うち、一五人は、特別職の職員の内定とする。
内閣府	一三、六五二人	うち、四七人は、特別職の職員の内定とする。
復興庁	一五八人	
総務省	五、二一八人	うち、一人は、特別職の職員の内定とする。
法務省	五二、四一三人	一 うち、一人は、特別職の職員の内定とする。 二 うち、一一、七九六人は、検察庁の職員の内定とする。
外務省	五、七四七人	うち、一五〇人は、特別職の職員の内定とする。
財務省	七一、一二六人	うち、一人は、特別職の職員の内定とする。
文部科学省	二、〇八六人	うち、一人は、特別職の職員の内定とする。
厚生労働省	三二、八五三人	うち、一人は、特別職の職員の内定とする。

農林水産省	二二、七三三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
経済産業省	八、〇八三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
国土交通省	五九、一六〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
環境省	二、二二二人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
防衛省	二一、四三一人	うち、二一、四〇二人は、特別職の職員の定員とする。
合計	二九六、七五六人	

2・3 (略)

○ 行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第四百十一号）（抄）

附則

1 (略)

2 新令第一条第一項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同項に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
----	----	----	----

		内閣府	
		総務省	
		法務省	
平成二十五年六月三十日までの間	平成二十五年七月一日から同年九月三十日までの間	平成二十五年十月一日から同年十二月三十一日までの間	平成二十五年九月三十日までの間
一三、七二二人	一三、六九一人	一三、六六五人	五、二四七人
うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 。うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
			一 うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二 うち、一一、八一〇人は、検察庁の職員の定員とする。
			五二、四二七人
			平成二十五年十月一日から同年十二月三十一日までの間

外務省	平成二十五年六月三十日までの間	五、七四三人	うち、一五〇人は、特別職の職員の定員とする。
財務省	平成二十五年九月三十日までの間	七二、一九五人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
文部科学省	平成二十五年九月三十日までの間	二、一二五人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
農林水産省	平成二十五年六月三十日までの間	二二、八四八人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
	平成二十五年七月一日から同年九月三十日までの間	二二、八一六人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
	平成二十五年十月一日から同年十二月三十一日までの間	二二、七八三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
経済産業省	平成二十五年九月三十日までの間	八、一四四人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。

国土交通省	平成二十五年九月三十日までの間	五九、二五六人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
-------	-----------------	---------	----------------------

3 (略)

○ 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）（抄）

（災害弔慰金の支給）

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、条例の定めるところにより、政令で定める災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うことができる。

2・3 (略)

（支給の制限）

第五条 災害弔慰金は、その災害による死亡がその死亡した者の故意又は重大な過失によるものである場合その他これを支給することが不相当と認められる政令で定める場合には、支給しない。

（災害援護資金の貸付け）

第十条 市町村は、条例の定めるところにより、その区域内において災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害その他の政令で定める災害により次に掲げる被害を受けた世帯で政令の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が政令で定める額に満たないものの世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うことができる。

一 療養に要する期間がおおむね一月以上である世帯主の負傷

二 政令で定める相当程度の住居又は家財の損害

- 2 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの限度額は、政令で定める。
- 3 災害援護資金の償還期間（据置期間を含む。）は、十年を超えない範囲内で政令で定める。
- 4 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年三パーセントとする。

○ 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号）（抄）

（法第三条第一項に規定する政令で定める災害）

第一条 災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項に規定する政令で定める災害は、一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内において生じた住居の被害が厚生労働大臣が定める程度以上の災害その他これに準ずる程度の災害として厚生労働大臣が定めるものとする。

2 前項の規定により厚生労働大臣が定める住居の被害の程度は、住居の被害が生じたことにより災害救助法（昭和二十二年法律第十八号）による救助（以下「救助」という。）を行うことができる最小の災害の当該住居の被害の程度を超えるものであつてはならない。

（法第五条に規定する政令で定める場合）

第二条 法第五条に規定する政令で定める場合は、当該死亡に関しその者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で厚生労働大臣が定めるものが支給される場合とする。

（災害援護資金の限度額及び償還方法）

第七条 法第十条第二項に規定する限度額は、三百五十万円とする。ただし、厚生労働大臣が被害の種類及び程度を勘案して定める場合は、二百七十万円、二百五十万円、百七十万円又は百五十万円とする。

2 法第十条第三項に規定する償還期間は、十年とし、同項に規定する据置期間は、そのうち三年（厚生労働大臣が被害の程度そ

の他の事情を勘案して定める場合にあつては、五年）とする。

3 災害援護資金の償還は、年賦償還又は半年賦償還の方法によるものとする。

4 前項の規定による災害援護資金の年賦償還又は半年賦償還は、それぞれ元利均等償還の方法によることを原則とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

○ 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（抄）

（傷病手当）

第三十七条 傷病手当は、受給資格者が、離職後公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない場合に、第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する者については同項の規定による期間とし、第五十七条第一項の規定に該当する者については同項の規定による期間とする。）内の当該疾病又は負傷のために基本手当の支給を受けることができない日（疾病又は負傷のために基本手当の支給を受けることができないことについての認定を受けた日に限る。）について、第四項の規定による日数に相当する日数分を限度として支給する。

2（7）（略）前項の認定は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長が行う。

8 第一項の認定を受けた受給資格者が、当該認定を受けた日について、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第九十九条の規定による傷病手当金、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十六条の規定による休業補償、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による休業補償給付又は休業給付その他これらに相当する給付であつて法令（法令の規定に基づく条例又は規約を含む。）により行われるものうち政令で定めるものの支給を受けることができる場合には、傷病手当は、支給しない。

9 （略）

○ 雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号）（抄）

(法第三十七条第八項の政令で定める給付)

第十条 法第三十七条第八項の政令で定める給付は、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第九十九条又は第三百三十五条の規定による傷病手当金、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十六条の規定による休業補償並びに労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定による休業補償給付及び休業給付のほか、次に掲げる法律又は条例若しくは規約の規定による給付であつて、疾病又は負傷の療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないことを理由として支給されるものとする。

一 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第六十九条若しくは第八十五条又は船員法(昭和二十二年法律第百号)第九十一条第一項

二 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)第十二条の三、国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第二十六条の二、特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第十五条、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第十二条(裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)及び防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十七条第一項において準用する場合を含む。)

、裁判官の災害補償に関する法律(昭和三十五年法律第百号)又は国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)第十八条

三 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二十八条又は同法に基づく条例

四 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第二十九条、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第二十四条、消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第三十六条の三、水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第六条の二若しくは第四十五条、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第八十四条又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第六十条(同法第百八十三条において準用する場合を含む。)

五 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十五号)第五条第二項、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律(昭和二十八年法律第三十三号)第五条第二項又は証人等の被害についての給付に関する法律(昭和三十三年法律第百九号)第五条第二項

六 削除

七 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第六十六条（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和二十七年法律第五十二号）第六十八条

八 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第四百十三号）第二条
九 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第五十八条第二項の規定に基づく条例又は規約

○ 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 原子力災害 原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

二 原子力緊急事態 原子力事業者の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあつては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

三 原子力事業者 次に掲げる者（政令で定めるところにより、原子炉の運転等のための施設を長期間にわたつて使用する予定がない者であると原子力規制委員会が認めて指定した者を除く。）をいう。

イ 規制法第十三条第一項の規定に基づく加工の事業の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者

ロ 規制法第二十三条第一項の規定に基づく原子炉の設置の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む、船舶に設置する原子炉についての許可を除く。）を受けた者

- ハ 規制法第四十三条の四第一項の規定に基づく貯蔵の事業の許可(規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。)を受けた者
- ニ 規制法第四十四条第一項の規定に基づく再処理の事業の指定(規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。)を受けた者
- ホ 規制法第五十一条の二第一項の規定に基づく廃棄の事業の許可(規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。)を受けた者
- ヘ 規制法第五十二条第一項の規定に基づく核燃料物質の使用の許可(規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。)を受けた者(規制法第五十六条の三第一項の規定により保安規定を定めなければならないこととされている者に限る。)
- 四 原子力事業所 原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。
- 五 緊急事態応急対策 第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言があった時から同条第四項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。
- 六 原子力災害予防対策 原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策をいう。
- 七 原子力災害事後対策 第十五条第四項の規定による原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策(原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第二条第二項に規定する原子力損害を賠償することを除く。)をいう。
- 八 指定行政機関 災害対策基本法第二条第三号に規定する指定行政機関をいう。
- 九 指定地方行政機関 災害対策基本法第二条第四号に規定する指定地方行政機関をいう。
- 十 指定公共機関 災害対策基本法第五条第五号に規定する指定公共機関をいう。
- 十一 指定地方公共機関 災害対策基本法第二条第六号に規定する指定地方公共機関をいう。
- 十二 防災計画 災害対策基本法第二条第七号に規定する防災計画及び石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四

号)第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画をいう。

(原子力緊急事態宣言等)

第十五条 原子力規制委員会は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第三項の規定による指示の案を提出しなければならない。

一 第十条第一項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合

二 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合

2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、原子力緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示(以下「原子力緊急事態宣言」という。)をするものとする。

一 緊急事態応急対策を実施すべき区域

二 原子力緊急事態の概要

三 前二号に掲げるもののほか、第一号に掲げる区域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体(以下「居住者等」という。)に対し周知させるべき事項

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、前項第一号に掲げる区域を管轄する市町村長及び都道府県知事に対し、第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十条第一項及び第五項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。

4 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をした後、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、原子力緊急事態の解除を行う旨及び次に掲げる事項の公示(以下「原子力緊急事態解除宣言」とい

う。)をするものとする。

一 原子力災害事後対策を実施すべき区域

二 前号に掲げるもののほか、同号に掲げる区域内の居住者等に対し周知させるべき事項

(災害対策基本法の規定の読替え適用等)

第二十八条 原子力災害についての災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定(石油コンビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	(略)	読み替えられる字句
(略)	(略)	(略)
第四十九条の四第一項	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間
第四十九条の七第一項	立退き	立退き又は屋内への退避
	場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、	場所を
災害の	原子力災害の	

(略)	第七十三条第一項	(略)	第六十八条の二第一項及び第二項並びに第十九条	(略)	第五十三条第一項から第四項まで		
(略)	災害が発生した場合において、当該災害	(略)	災害	(略)	災害	立退き	災害が
(略)	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。この項において同じ。）が発生した場合において、当該原子力災害	(略)	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）	(略)	原子力災害	立退き若しくは屋内への退避	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が

2 原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定（石油コンビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第七十六条第一項	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間
災害応急対策	緊急事態応急対策	
(略)	(略)	(略)

3 3 6 (略)

(政令への委任)

第三十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第九十五号）（抄）

(災害対策基本法施行令の規定の読替え適用)

第八条 原子力災害についての災害対策基本法施行令(昭和三十七年政令第二百八十八号)の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	第二十一条						読み替えられる字句	読み替える字句					
第二十八条第一項及び第三十一条第一項	第二十一条第一号	災害の原因	災害に	災害が	災害の状況	法	原子力災害対策特別措置法第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される法	原子力災害の原因	原子力災害に	原子力災害が	原子力災害(原子力災害対策特別措置法第二十一条第一号に規定する原子力災害をいう。以下同じ)の状況	原子力災害対策特別措置法第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される法	読み替える字句
第三十六条第一項	法第八十四条	原子力災害対策特別措置法第二十八条第一項の											

	第三十七条	規定により読み替えて適用される法第八十四条
	法 災害復旧事業費 災害復旧事業の	原子力災害対策特別措置法第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される法 原子力災害事後対策に要する経費 原子力災害事後対策の
第三十八条	法 災害復旧事業	原子力災害対策特別措置法第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される法 原子力災害事後対策
第四十一条	法第九十五条	原子力災害対策特別措置法第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される法第九十五条
第四十二条	非常災害対策本部長	原子力災害対策特別措置法第十五条第三項の規定に基づく内閣総理大臣の指示又は同法第二十条第三項の規定に基づく原子力災害対策本部長

2 原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における災害対策基本法施行令の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十四条	第八十三条第二項	第八十三条第二項又は第八十三条の三
	法第六十四条第一項	原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される法第六十四条第一項
	同条第七項	法第六十四条第七項
第二十九条第二項	公示	公示するとともに、速やかに原子力災害対策本部長に報告
第三十二条第一項、第二項及び第三項並びに第三十二条の二	法	原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される法
第三十二条の二第二号及び第三十三条第一項	災害応急対策	緊急事態応急対策
第三十三条の二	法第七十六条の四	原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される法第七十六条

災害応急対策	
	の四
緊急事態応急対策	

3 原子力緊急事態宣言があった時以後における災害対策基本法施行令の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十五条及び第十六条	法	原子力災害対策特別措置法第二十八条第三項の規定により読み替えて適用される法
第十九条	法	原子力災害対策特別措置法第二十八条第三項の規定により読み替えて適用される法
	災害応急対策又は災害復旧	緊急事態応急対策(原子力災害対策特別措置法第二条第五号に規定する緊急事態応急対策をいう。以下同じ。)又は原子力災害事後対策(同条第七号に規定する原子力災害事後対策をいう。以下同じ。)

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)(抄)

(避難住民の復帰のための措置)

第六十九条 市町村長は、第五十五条第一項又は第二項の規定により要避難地域又は要避難地域に近接する地域の全部又は一部について避難の指示が解除されたときは、当該地域の避難住民を当該地域へ復帰させるため、当該地域までの誘導その他必要な措置を講じなければならない。

2 第六十二条及び第六十七条(第五項を除く。)の規定は、前項の規定による避難住民の復帰のための措置について準用する。

この場合において、第六十二条第一項中「その避難実施要領」とあるのは「別に定める避難住民の復帰に関する要領」と、同条第二項中「避難実施要領」とあるのは「長が別に定める避難住民の復帰に関する要領」と読み替えるものとする。

(救援の指示)

第七十四条 対策本部長は、第五十二条第一項の規定により避難措置の指示をしたときは、基本指針で定めるところにより、避難先地域を管轄する都道府県知事に対し、直ちに、所要の救援に関する措置を講ずべきことを指示するものとする。

2 対策本部長は、武力攻撃災害による被災者が発生した場合において、当該被災者の救援が必要であると認めるときは、当該被災者が発生した地域を管轄する都道府県知事に対し、所要の救援に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

(救援の実施)

第七十五条 都道府県知事は、前条の規定による指示(以下この項において「救援の指示」という。)を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該都道府県の区域内に在る避難住民等(避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。以下同じ。)で救援を必要としているものに対し、避難施設その他の場所において、次に掲げる救援(以下単に「救援」という。)のうち必要と認めるものを行わなければならない。ただし、その事態に照らし緊急を要し、救援の指示を待ついとまがないと認められるときは、当該救援の指示を待たないで、これを行うことができる。

- 一 収容施設(応急仮設住宅を含む。第八十二条において同じ。)の供与
- 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療の提供及び助産
- 五 被災者の捜索及び救出
- 六 埋葬及び火葬
- 七 電話その他の通信設備の提供
- 八 前各号に掲げるもののほか、政令で定めるもの
- 2 救援は、都道府県知事が必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、金銭を支給してこれを行うことができる。
- 3 救援の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

(市町村長による救援の実施等)

第七十六条 都道府県知事は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。この場合において、都道府県知事は、当該事務の実施に関し必要があると認めるときは、市町村長に対し、所要の救援に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

- 2 前項の規定により市町村長が行う事務を除くほか、市町村長は、都道府県知事が行う救援を補助するものとする。

(物資の売渡しの要請等)

第八十一条 都道府県知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、救援の実施に必要な物資(医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資に限る。次条第一項及び第八十四条第一項において単に「物資」という。)であつて生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの(以下「特定物資」という。)について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。

- 2 前項の場合において、特定物資の所有者が正当な理由がないのに同項の規定による要請に応じないときは、都道府県知事は、救援を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用することができる。

3 都道府県知事は、救援を行うに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずることができる。

4 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、都道府県知事の行う救援を支援するため緊急の必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があつたときは、自ら前三項の規定による措置を行うことができる。

(公用令書の交付)

第八十三条 第八十一条第二項、第三項及び第四項(同条第一項に係る部分を除く。)並びに前条の規定による処分については、都道府県知事並びに指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、政令で定めるところにより、それぞれ公用令書を交付して行わなければならない。ただし、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定めるところにより事後に交付すれば足りる。

2 災害対策基本法第八十一条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(被災者の公的徴収金の減免等)

第六十二条 国は、別に法律で定めるところにより、武力攻撃災害による被災者の国税その他国の徴収金について、軽減若しくは免除又は徴収猶予その他必要な措置を講ずることができる。

2 地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、又は当該地方公共団体の条例で定めるところにより、武力攻撃災害による被災者の地方税その他地方公共団体の徴収金について、軽減若しくは免除又は徴収猶予その他必要な措置を講ずることができる。

(国及び地方公共団体の費用の負担)

第六十八条 次に掲げる費用のうち、第六十四条から前条まで(第六十五条第二項及び前条第二項を除く。第三項において同じ。)の規定により地方公共団体が支弁したもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国が負担する。ただし、地方公共団体の職員の給料及び扶養手当その他政令で定める手当、地方公共団体の管理及び行政事務の執行に要する

費用で政令で定めるもの並びに地方公共団体が施設の管理者として行う事務に要する費用で政令で定めるものについては、地方公共団体が負担する。

- 一 第二章に規定する住民の避難に関する措置に要する費用
 - 二 第三章に規定する避難住民等の救援に関する措置に要する費用
 - 三 第四章に規定する武力攻撃災害への対処に関する措置に要する費用
 - 四 第五十九条から第六十一条までに規定する損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補てんに要する費用
(地方公共団体に故意又は重大な過失がある場合を除く。)
- 2 第四十二条第一項の規定により指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が地方公共団体の長等と共同して行う訓練に係る費用で第六十四条の規定により地方公共団体が支弁したものについては、政令で定めるものを除き、国が負担する。
 - 3 前二項の規定により国が負担する費用を除き、第六十四条から前条までの規定により地方公共団体が支弁する費用については、地方公共団体が負担する。

○ **武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（抄）**

(救援の程度、方法及び期間)

第十条 法第七十五条第三項に規定する救援の程度及び方法は、災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第九条第一項の基準を勘案して、あらかじめ、厚生労働大臣が定める。

2 法第七十五条第三項に規定する救援の期間は、法第七十四条の規定による指示があった日（法第七十五条第一項ただし書の場合にあつては、その救援を開始した日）から厚生労働大臣が定める日までとする。

(市町村長による救援の実施に関する事務の実施)

第十一条 災害救助法施行令第二十三条の規定は、都道府県知事が法第七十六条第一項の規定により救援の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととする場合について準用する。この場合において、同令第二十三条第二項中「法第二

十四条から第二十七条まで」とあるのは「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号）第八十条から第八十五条まで」と、同条第三項中「法の規定」とあるのは「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）の規定」と読み替えるものとする。

（救援の実施に必要な物資）

第十二条 法第八十一条第一項の政令で定める物資は、次のとおりとする。

- 一 医療機器その他衛生用品
- 二 飲料水
- 三 被服その他生活必需品
- 四 建設資材（法第八十九条第一項に規定する収容施設等に係る建設工事に必要なものに限る。）
- 五 燃料
- 六 前各号に掲げるもののほか、法第七十五条第一項第五号から第八号までに掲げる救援の実施に必要な物資として厚生労働大臣が定めるもの

（公用令書等の様式）

第十七条 法第八十三条第一項の公用令書には、同条第二項において準用する災害対策基本法第八十一条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 公用令書の番号
- 二 公用令書の交付の年月日
- 三 処分を行う都道府県知事又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長
- 四 処分を行う理由

2 前条の公用取消令書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 公用取消令書の番号
 - 二 公用取消令書の交付の年月日
 - 三 公用取消令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
 - 四 取り消した処分に係る公用令書の番号及び交付の年月日
 - 五 取り消した処分の内容
 - 六 処分を取り消した都道府県知事又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長
- 3 前二項に定めるもののほか、公用令書及び公用取消令書の様式は、厚生労働省令で定める。

（国が負担する費用）

第四十七条 法第六十八條第一項本文の政令で定める費用は、同項第一号から第三号までに規定する措置に通常要すると認められる費用及び同項第四号に掲げる費用とする。ただし、同項第一号に規定する措置のうち法第六十二條第六項（法第六十九條第二項において準用する場合を含む。）の規定による措置に要する費用にあつては第十條第一項の規定により厚生労働大臣が定める程度及び方法によるものとした場合に当該措置に要する費用とし、法第六十八條第一項第二号に規定する措置のうち法第七十五條の規定による救援に要する費用にあつては第十條の規定により厚生労働大臣が定める程度、方法及び期間による救援に要する費用とする。

2 法第六十八條第一項の規定による国の負担は、前項の費用の額から、同條第一項ただし書の規定により地方公共団体が負担することとなる費用の額を控除した額について行う。

○ **新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）（抄）**

（臨時の医療施設等）

第四十八條 特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域内において病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ず

ると認める場合には、その都道府県行動計画で定めるところにより、患者等に対する医療の提供を行うための施設（第四項において「医療施設」という。）であつて特定都道府県知事が臨時に開設するもの（以下この条及び次条において「臨時の医療施設」という。）において医療を提供しなければならない。

2 特定都道府県知事は、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととすることができる。

3～7 （略）

（埋葬及び火葬の特例等）

第五十六条 （略）

2 特定都道府県知事は、埋葬又は火葬を行おうとする者が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣の定めるところにより、埋葬又は火葬を行わなければならない。

3 特定都道府県知事は、埋葬又は火葬を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととすることができる。

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）（抄）

（特定市町村長による臨時の医療施設における医療の提供の実施に関する事務の実施）

第十三条 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第百二十五号）第二十三条の規定は、特定都道府県知事が法第四十八条第二項の規定により同条第一項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととする場合について準用する。この場合において、同令第二十三条第三項中「法の規定」とあるのは、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十号）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）の規定」と読み替えるものとする。

(特定市町村長による埋葬又は火葬の実施に関する事務の実施)

第十六条 災害救助法施行令第二十三条の規定は、特定都道府県知事が法第五十六条第三項の規定により同条第二項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととする場合について準用する。この場合において、同令第二十三条第三項中「法の規定」とあるのは、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第二百二十二号）の規定」と読み替えるものとする。

○ 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)(抄)

(所掌事務)

第四条 (略)

2 (略)

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内外の経済動向の分析に関すること。

二 経済に関する基本的かつ重要な政策に関する関係行政機関の施策の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

三 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七号）第四条第一項に規定する特定事業の実施に関する基本的な方針の策定及び推進に関すること。

三の二 構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画の認定に関すること。

三の三 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第一項に規定する地域再生計画の認定に関すること、同法第十三条第一項の交付金を充てて行う事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること、同法第十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域再生支援利子補給金の支給に関すること並びに同法第十五条第一項に規定する指定金

- 融機関の指定及び同項に規定する利子補給金の支給に関すること。
- 三の四 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第七条第一項に規定する公共サービス改革基本方針の策定並びに官民競争入札及び民間競争入札の実施の監理に関すること。
- 三の五 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第十六号）第七条第一項に規定する道州制特別区域計画に関すること。
- 三の六 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第一項に規定する国際戦略総合特別区域の指定に関すること、同法第十二条第一項に規定する国際戦略総合特別区域計画の認定に関すること、同法第二十八条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国際戦略総合特区支援利子補給金の支給に関すること、同法第三十一条第一項に規定する地域活性化総合特別区域の指定に関すること、同法第三十五条第一項に規定する地域活性化総合特別区域計画の認定に関すること、同法第五十六条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域活性化総合特別区域をいう。）における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 四 市場開放問題及び政府調達に係る苦情処理に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 五 経済活動及び社会活動についての経済理論その他これに類する理論を用いた研究（大学及び大学共同利用機関におけるものを除く。）に関すること。
- 六 国民経済計算に関すること。
- 六の二 第一項第三号の二の改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施の推進及びこれに必要な関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。
- 七 地方公共団体による自主的な選択に基づいて実施されるものとして政令で定める事業又は事務に要する経費に充てるための交付金の配分計画に関すること。
- 七の二 宇宙開発利用に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 七の三 宇宙開発利用の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

- 七の四 多様な分野において公共の用又は公用に供される人工衛星等（人工衛星及び人工衛星に搭載される設備をいう。）で政令で定めるもの及びその運用に必要な施設又は設備の整備及び管理に関すること。
- 七の五 前三号に掲げるもののほか、宇宙開発利用に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。
- 七の六 防災に関する施策の推進に関すること。
- 八 防災に関する組織（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二章に規定するものをいう。）の設置及び運営並びに防災計画（同法第二条第七号に規定するものをいう。）に関すること。
- 八の二 被災者の応急救助及び避難住民等（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第七十五条第一項に規定するものをいう。）の救援に関すること。
- 九 激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項に規定するものをいう。）及び当該激甚災害に対し適用すべき措置の指定に関すること。
- 十 特定非常災害（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項に規定するものをいう。）及び当該特定非常災害に対し適用すべき措置の指定に関すること。
- 十一 被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条第一項に規定するものをいう。）の支給に関すること。
- 十二 台風常襲地帯（台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和三十三年法律第七十二号）第三条第一項に規定するものをいう。）及び災害防除事業（同法第二条第一項に規定するものをいう。）の指定に関すること。
- 十三 避難施設緊急整備地域（活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第二条第一項に規定するものをいう。）及び降灰防除地域（同法第十二条第一項に規定するものをいう。）の指定に関すること。
- 十四 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）に基づく地震防災対策に関すること。
- 十四の二 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第一号に規定する原子力災害（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第一百五十五条第七項第一号に規定する武力攻撃原子力災害を含む。）に対する対策に関すること。

十四の二の二 原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条の三に規定する原子力防災会議の事務局長に対する協力に
関すること。

十四の二の三 原子力災害対策特別措置法第十五条第二項に規定する原子力緊急事態宣言、同条第三項に規定する緊急事態応急
対策に関する事項の指示及び同条第四項に規定する原子力緊急事態解除宣言を行うこと並びに同法第十六条第一項に規定する
原子力災害対策本部の設置及び運営に関すること。

十四の三 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）に基づく地震防災対
策に関すること。

十四の四 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）に
基づく地震防災対策に関すること。

十四の五 東日本大震災復興特別区域法（平成二十二年法律第百二十一号）第四条第九項に規定する復興推進計画の認定に関す
ること、同法第四十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び復興特区支援助子補給金の支給に関すること、同法第四十
六条第一項に規定する復興整備計画の推進に関すること、同法第七十七条第一項に規定する復興交付金事業計画に関すること
、同法第七十八条第三項に規定する復興交付金の配分計画に関すること並びに同法第二条第三項に規定する復興推進事業、同
法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業及び同法第七十八条第一項に規定する復興交付金事業等に関する関係行政
機関の事務の調整に関すること。

十五 第七号の六から前号までに掲げるもののほか、防災に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

十六 男女共同参画基本計画（男女共同参画社会基本法第十三条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること
。

十七 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する事務のうち他省の所掌に属しないものの企画及び立案
並びに実施に関すること。

十八 沖縄（沖縄県の区域をいう。以下同じ。）における経済の振興及び社会の開発に関する総合的な計画（以下「振興開発計
画」という。）の作成及び推進に関すること。

- 十九 振興開発計画に基づく事業に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整及び当該事業で政令で定めるものに関する関係行政機関の経費（政令で定めるものを除く。）の配分計画に関すること（文部科学省及び環境省の所掌に属するものを除く。）。
- 二十 前二号に掲げるもののほか、沖縄における経済の振興及び社会の開発に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。
- 二十一 沖縄振興開発金融公庫の業務に関すること。
- 二十二 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和五十二年法律第四十号）の規定による駐留軍用地等以外の土地に係る各筆の土地の位置境界の明確化等に関すること。
- 二十三 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発に関すること。
- 二十四 北方地域に生活の本拠を有していた者に対する援護措置その他北方地域に関する事務（外務省の所掌に属するものを除く。）の推進に関すること。
- 二十五 本土（北方地域以外の地域をいう。以下同じ。）と北方地域にわたる身分関係事項その他の事実についての公の証明に関する文書の作成に関すること。
- 二十六 本土と北方地域との間において解決を要する事項についての連絡、あつせん及び処理に関すること。
- 二十六の二 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）第十二条第一項に規定する基本計画の作成及び推進に関すること。
- 二十六の三 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第八条第一項に規定する子ども・若者育成支援推進大綱の作成及び推進に関すること。
- 二十七 前二号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成に関する関係行政機関の事務の連絡調整及びこれに伴い必要となる当該事務の実施の推進に関すること。
- 二十七の二 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）第十一条第一項に規定する食品健康影響評価に関すること。
- 二十七の三 食育推進基本計画（食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十六条第一項に規定するものをいう。）の作成及

び推進に關すること。

二十七の四 少子化に對処するための施策の大綱（少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第七条に規定するものをいう。）の作成及び推進に關すること。

二十七の五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）に規定する子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援に關すること（同法第六十九条に規定する拠出金の徴収に關することを除く。）。

二十七の六 認定こども園（就学前の子どもに關する教育、保育等の総合的な提供の推進に關する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定するものをいう。）に關する制度に關すること。

二十八 栄典制度に關する企画及び立案並びに栄典の授与及びはく奪の審査並びに伝達に關すること。

二十九 外国の勲章及び記章の受領及び着用に關すること。

三十 内閣総理大臣の行う表彰に關すること。

三十一 国民の祝日に關すること。

三十二 元号その他の公式制度に關すること。

三十三 国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に關する事務に關すること（他省の所掌に屬するものを除く。）。

三十四 迎賓施設における国賓及びこれに準ずる賓客の接遇に關すること。

三十五 国民生活の安定及び向上に關する經濟の發展の見地からの基本的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること（消費者庁の所掌に屬するものを除く。）。

三十六 市民活動の促進に關すること。

三十七 官報及び法令全書並びに内閣所管の機密文書の印刷に關すること。

三十八 政府の重要な施策に關する広報に關すること。

三十九 世論の調査に關すること。

三十九の二 公文書等（公文書等の管理に關する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第八項に規定するものをいう。）の管理に關する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

- 四十 公文書館に関する制度に関すること。
- 四十一 前二号に掲げるもののほか、公文書等の管理に関する法律第二条第六項に規定する歴史公文書等（国又は独立行政法人 国立公文書館が保管するものに限り、現用のものを除く。）の保存及び利用に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- 四十一の二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号及び同条第十五項に規定する法人番号の利用に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。
- 四十二 削除
- 四十三 高齢社会対策の大綱（高齢社会対策基本法（平成七年法律第二百二十九号）第六条に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。
- 四十四 障害者基本計画（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。
- 四十四の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。
- 四十五 交通安全基本計画（交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第一百十号）第二十一条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること（国土交通省の所掌に属するものを除く。）。
- 四十六 犯罪被害者等基本計画（犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第六百六十一号）第八条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。
- 四十六の二 自殺対策の大綱（自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）第八条に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。
- 四十六の三 子どもの貧困対策に関する大綱（子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

- 四十七 原子力の研究、開発及び利用に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（安全の確保のうちその実施に関するものを除く。）。
- 四十八 地方制度に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。
- 四十九 選挙制度に関する重要事項に係る事務の連絡調整に関すること。
- 五十 国会等（国会等の移転に関する法律（平成四年法律第九号）第一条に規定するものをいう。）の移転先の候補地の選定及びこれに関連する事項に係る事務の連絡調整に関すること。
- 五十の二 統計及び統計制度に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。
- 五十一 租税制度に関する基本的事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。
- 五十二 国際平和協力業務（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第三条第三号に規定するものをいう。）及び物資協力（同条第四号に規定するものをいう。）に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。
- 五十二の二 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡に関すること。
- 五十三 情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）第二条に規定する調査審議に関すること。
- 五十四 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第四百十三号）第二条及び第四条から第六条までに規定する事務（他省の所掌に属するものを除く。）。
- 五十四の二 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条第一項に規定する基本計画の認定に関すること。
- 五十四の三 公益社団法人及び公益財団法人に関すること。
- 五十四の四 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第十八条の七第二項及び第六六条の五第二項に規定する事務
- 五十五 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 五十六 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。
- 五十七 宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第二条に規定する事務

五十八 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二十七条の二に規定する事務

五十九 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五条第二項及び第三項に規定する事務

五十九の二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十八条に規定する事務

六十 金融庁設置法（平成十年法律第二百十号）第四条に規定する事務

六十一 消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第四条及び第六条第二項に規定する事務

六十二 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき内閣府に属させられた事務

（内部部局等）

第十七条 本府には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局並びにこれらの所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で局長に準ずるものを置く。

2 前項の官房又は局には、特に必要がある場合においては、部を置くことができる。

3 第一項の官房及び局並びに前項の部の設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

4 第一項の官房及び局並びに第二項の部には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

5 第一項の局、第二項の部並びに前項の課及びこれに準ずる室に、それぞれ局長、部長、課長及び室長を置く。

6 第一項の官房には、長を置くことができるものとし、その設置及び職務は、政令で定める。

7 第一項の局又は第二項の部には、次長を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

8 第一項の官房若しくは局又は第二項の部に、その所掌事務の一部を総括整理する職又は第四項の課（これに準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令で定める。

9 第一項の局長に準ずる職の設置、職務及び定数は、政令で定める。

10 本府には、第一項の局長に準ずる職のつかさどる職務の全部又は一部を助ける職であつて課長に準ずるものを置くことができ

るものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

○ 内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）（抄）

（大臣官房の所掌事務）

第二条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 内閣総理大臣の官印及び府印の保管に関すること。
- 三 内閣府の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 四 法令案その他の公文書類の審査に関すること。
- 五 内閣府の機構及び定員に関すること。
- 六 国会との連絡に関すること。
- 七 内閣府の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 八 内閣府の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 九 内閣府所管の国有財産及び物品の管理に関すること。
- 十 東日本大震災復興特別会計の経理のうち内閣府の所掌に係るものに関すること。
- 十一 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち内閣府の所掌に係るものに関すること。
- 十二 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 十三 内閣府の保有する情報の公開に関すること。
- 十四 内閣府の保有する個人情報情報の保護に関すること。
- 十五 内閣府の行政の考査に関すること。

- 十六 内閣府の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること（警察共済組合に関するものを除く。）。
- 十七 内閣共済組合に関すること。
- 十八 内閣府の所掌事務に関する政策の企画及び立案に関する調整に関すること。
- 十九 内閣府の所掌事務に関する政策の基本となる事項の総合的な調査に関すること。
- 二十 内閣府の所掌事務に関する政策の評価の総括に関すること。
- 二十一 経済活動及び社会活動についての経済理論その他これに類する理論を用いた研究（大学及び大学共同利用機関におけるものを除く。）に関すること。
- 二十二 国民経済計算に関すること。
- 二十三 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第一号に規定する原子力災害（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百五条第七項第一号に規定する武力攻撃原子力災害を含む。第十四条第五号において単に「原子力災害」という。）に対する対策に関すること。
- 二十四 エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定の経理に関すること。
- 二十五 原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条の三に規定する原子力防災会議の事務局長に対する協力に関すること。
- 二十六 勲位、勲章、褒章及び記章その他の賞件（以下「勲章等」という。）以外の栄典の授与及び剥奪の審査並びに伝達に関すること。
- 二十七 内閣総理大臣の行う表彰その他内閣府の所掌事務に関して行う表彰に関すること。
- 二十八 国民の祝日に関すること。
- 二十九 元号その他の公式制度に関すること。
- 三十 国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務（他省の所掌に属するものを除く。）その他内閣府の所掌事務に関して行う儀式に関すること。
- 三十一 迎賓施設における国賓及びこれに準ずる賓客の接遇に関すること。

- 三十二 官報及び法令全書並びに内閣所管の機密文書の印刷に関すること。
- 三十三 政府の重要な施策に関する広報その他内閣府の所掌事務に関して行う広報に関すること。
- 三十四 世論の調査に関すること。
- 三十五 公文書等（公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第八項に規定するものをいう。第十七条第一号において同じ。）の管理に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 三十六 公文書館に関する制度に関すること。
- 三十七 前二号に掲げるもののほか、公文書等の管理に関する法律第二条第六項に規定する歴史公文書等（国又は独立行政法人国立公文書館が保管するものに限り、現用のものを除く。）の保存及び利用に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- 三十八 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号及び同条第十五項に規定する法人番号の利用に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。
- 三十九 地方制度に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。
- 四十 選挙制度に関する重要事項に係る事務の連絡調整に関すること。
- 四十一 国会等（国会等の移転に関する法律（平成四年法律第九号）第一条に規定するものをいう。第十四条第十五号において同じ。）の移転先の候補地の選定及びこれに関連する事項に係る事務の連絡調整に関すること。
- 四十二 統計及び統計制度に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。
- 四十三 租税制度に関する基本的事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。
- 四十四 日本学術会議への諮問及び日本学術会議の答申又は勧告に関する関係行政機関との事務の連絡に関すること。
- 四十五 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第四百十三号）第二条及び第四条から第六条までに規定する事務（他省の所掌に属するものを除く。）
- 四十六 公益社団法人及び公益財団法人に関すること。
- 四十七 国立国会図書館支部内閣府図書館に関すること。

四十八 前各号に掲げるもののほか、内閣府の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事

(政策統括官の職務)

第三条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事(内閣官房が行う内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。)
 - イ 短期及び中長期の経済の運営に関する事項
 - ロ 財政運営の基本及び予算編成の基本方針の企画及び立案のために必要となる事項
 - ハ 経済に関する重要な政策(経済全般の見地から行う財政に関する重要な政策を含む。)に関する事項
 - ニ 内閣府設置法第四条第一項第三号の二の改革を推進するための基本的な政策に関する事項
 - ホ 科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策に関する事項
 - ヘ 科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針に関する事項
 - ト ホ及びへに掲げるもののほか、科学技術の振興に関する事項
 - チ 宇宙の開発及び利用(以下「宇宙開発利用」という。)の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項
- リ 災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興(第三号ソを除き、以下「防災」という。)に関する基本的な政策に関する事項
- ヌ リに掲げるもののほか、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における当該災害への対処その他の防災に関する事項
- ル 沖縄に関する諸問題に対処するための基本的な政策に関する事項
- ヲ ルに掲げるもののほか、沖縄の自立的な発展のための基盤の総合的な整備その他の沖縄に関する諸問題への対処に関する事項

ワ 青少年の健全な育成に関する事項

カ 金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項

コ 食品の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項

ク 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の実現

ク 並びに消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のための基本的な政策に関する事項

レ 食育の推進を図るための基本的な政策に関する事項

二 少子化及び高齢化の進展への対処、障害者の自立と社会参加の促進、交通安全の確保、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに自殺対策の推進に関する政策その他の内閣の重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、当該重要政策に関し行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事項。

三 次に掲げる事務

イ 内外の経済動向の分析に関すること。

ロ 経済に関する基本的かつ重要な政策に関する関係行政機関の施策の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

ハ 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条第一項に規定する基本計画の認定に関すること。

ニ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第四条第一項に規定する特定事業の実施に関する基本的な方針の策定及び推進に関すること。

ホ 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画の認定に関する事項。

ヘ 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第一項に規定する地域再生計画の認定に関すること、同法第十九条第一項の交付金を充てて行う事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること並びに同法第二十条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域再生支援利子補給金の支給に関すること。

ト 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第七条第一項に規定する公共サービス

改革基本方針の策定に関すること。

チ 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）第七条第一項に規定する道州制特別区域計画に関すること。

リ 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第一項に規定する国際戦略総合特別区域の指定に関すること、同法第十二条第一項に規定する国際戦略総合特別区域計画の認定に関すること、同法第二十八条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国際戦略総合特区支援助子補給金の支給に関すること、同法第三十一条第一項に規定する地域活性化総合特別区域の指定に関すること、同法第三十五条第一項に規定する地域活性化総合特別区域計画の認定に関すること、同法第五十六条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域活性化総合特区支援助子補給金の支給に関すること並びに総合特別区域（同法第二条第一項に規定する総合特別区域をいう。）における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

ヌ 市場開放問題及び政府調達に係る苦情処理に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

ル 内閣府設置法第四条第一項第三号の二の改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施の推進及びこれに必要な関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

ロ 内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務を定める政令（平成二十三年政令第九十号）で定める事業又は事務に要する経費に充てるための交付金の配分計画に関すること（沖縄振興局の所掌に属するものを除く。）。

ワ 宇宙開発利用に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

カ 宇宙開発利用の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

コ 内閣府設置法第四条第三項第七号の四の人工衛星等を定める政令（平成二十四年政令第百八十五号）で定める人工衛星及びその運用に必要な施設又は設備の整備及び管理に関すること。

ク ワからヨまでに掲げるもののほか、宇宙開発利用に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

レ 防災に関する施策の推進に関すること。

ソ 防災に関する組織（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二章に規定するものをいう。）の設置及び運

- 営並びに防災計画（同法第二条第七号に規定するものをいう。）に關すること。
- ツ 激甚災害（激甚じん災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項に規定するものをいう。）及び当該激甚災害に対し適用すべき措置の指定に關すること。
- ネ 特定非常災害（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に關する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項に規定するものをいう。）及び当該特定非常災害に対し適用すべき措置の指定に關すること。
- ナ 被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条第一項に規定するものをいう。）の支給に關すること。
- ラ 台風常襲地帯（台風常襲地帯における災害の防除に關する特別措置法（昭和三十三年法律第七十二号）第三条第一項に規定するものをいう。）及び災害防除事業（同法第二条第一項に規定するものをいう。）の指定に關すること。
- ム 避難施設緊急整備地域（活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第二条第一項に規定するものをいう。）及び降灰防除地域（同法第十二条第一項に規定するものをいう。）の指定に關すること。
- ウ 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）に基づく地震防災対策に關すること。
- エ 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十五条第二項に規定する原子力緊急事態宣言、同条第三項に規定する緊急事態応急対策に關する事項の指示及び同条第四項に規定する原子力緊急事態解除宣言を行うこと並びに同法第十六条第一項に規定する原子力災害対策本部の設置及び運営に關すること。
- ノ 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に關する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）に基づく地震防災対策に關すること。
- オ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に關する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）に基づく地震防災対策に關すること。
- カ 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四条第九項に規定する復興推進計画の認定に關すること、同法第四十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び復興特区支援助子補給金の支給に關すること、同法第四十六条第一項に規定する復興整備計画の推進に關すること、同法第七十七条第一項に規定する復興交付金事業計画に關すること

- 、同法第七十八条第三項に規定する復興交付金の配分計画に關すること並びに同法第二条第三項に規定する復興推進事業、同法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業及び同法第七十八条第一項に規定する復興交付金事業等に関する關係行政機關の事務の調整に關すること。
- ヤ レからクまでに掲げるもののほか、防災に關する施策に關すること（他省の所掌に屬するものを除く。）。
- マ 沖繩（沖繩県の区域をいう。以下同じ。）における經濟の振興及び社會の開發に關する総合的な計画（以下「振興開發計画」という。）の作成に關すること。
- ケ 多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）の施行に關すること。
- フ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に關する法律（平成二十年法律第七十九号）第十二条第一項に規定する基本計画の作成及び推進に關すること。
- コ 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第八条第一項に規定する子ども・若者育成支援推進大綱の作成及び推進に關すること。
- エ フ及びコに掲げるもののほか、青少年の健全な育成に關する關係行政機關の事務の連絡調整及びこれに伴い必要となる当該事務の實施の推進に關すること。
- テ 食育推進基本計画（食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に關すること。
- ア 國民生活の安定及び向上に關する經濟の發展の見地からの基本的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること（消費者委員會及び消費者庁の所掌に屬するものを除く。）。
- サ 市民活動の促進に關すること。
- キ 少子化に対処するための施策の大綱（少子化社會対策基本法（平成十五年法律第三百三十三号）第七条に規定するものをいう。）の作成及び推進に關すること。
- ク 高齢社會対策の大綱（高齢社會対策基本法（平成七年法律第二百二十九号）第六条に規定するものをいう。）の作成及び推進に關すること。

メ 障害者基本計画（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

ミ 交通安全基本計画（交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第一百十号）第二十二条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること（国土交通省の所掌に属するものを除く。）。

シ 犯罪被害者等基本計画（犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第六十一号）第八条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

エ 自殺対策の大綱（自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）第八条に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

ヒ 原子力の研究、開発及び利用に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

モ 原子力損害賠償支援機構の組織及び運営一般に関すること。

附 則

（政策統括官の職務についての読替え）

第三条の二 政策統括官の職務については、復興庁が廃止されるまでの間、第三条第一号又中「防災」とあるのは「防災（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を除く。）」と、同条第三号レ及びヤ中「防災」とあるのは「防災（東日本大震災からの復興を除く。）」と、同号中「ク 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四条第九項に規定する復興推進計画の認定に関すること、同法第四十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び復興特区支援利子補給金の支給に関すること、同法第四十六条第一項に規定する復興整備計画の推進に関すること、同法第七十七条第一項に規定する復興交付金事業計画に関すること、同法第七十八条第三項に規定する復興交付金の配分計画に関すること並びに同法第二条第三項に規定する復興推進事業、同法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業及び同法第七十八条第一項に規定する復興交付金事業等に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。」とあるのは「ク 削除」とする。

2 (略)

○ 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)(抄)

(内部部局)

第七条 省には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局を置く。

2 前項の官房又は局には、特に必要がある場合においては、部を置くことができる。

3 庁には、その所掌事務を遂行するため、官房及び部を置くことができる。

4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

5 庁、官房、局及び部(その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの(以下「実施庁」という。))並びにこれに置かれる官房及び部を除く。))には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6 実施庁並びにこれに置かれる官房及び部には、政令の定める数の範囲内において、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、省令でこれを定める。

7 委員会には、法律の定めるところにより、事務局を置くことができる。第三項から第五項までの規定は、事務局の内部組織について、これを準用する。

8 委員会には、特に必要がある場合においては、法律の定めるところにより、事務総局を置くことができる。

○ 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)(抄)

(所掌事務)

第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 社会保障制度に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

- 二 少子高齢社会への総合的な対応に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 三 疾病の予防及び治療に関する研究その他所掌事務に関する科学技術の研究及び開発に関すること。
- 四 原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関すること。
- 五 労働組合その他労働に関する団体に係る連絡調整に関すること。
- 六 労働者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利の保障に関すること。
- 七 労働関係の調整に関すること。
- 八 人口政策に関すること。
- 九 医療の普及及び向上に関すること。
- 十 医療の指導及び監督に関すること。
- 十一 医療機関の整備に関すること。
- 十二 医師及び歯科医師に関すること。
- 十三 保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士その他医療関係者に関すること。
- 十四 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師に関すること。
- 十五 医薬品、医薬部外品、医療機器その他衛生用品の研究及び開発並びに生産、流通及び消費の増進、改善及び調整並びに化粧品の研究及び開発に関すること。
- 十六 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器その他衛生用品の製造販売業、製造業、販売業、賃貸業及び修理業（化粧品にあつては、研究及び開発に係る部分に限る。）の発達、改善及び調整に関すること。
- 十七 国民の健康の増進及び栄養の改善並びに生活習慣病に関すること（内閣府の所掌に属するものを除く。）。
- 十七の二 がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）第九条第一項に規定するがん対策推進基本計画の策定及び推進に関すること。
- 十七の三 肝炎対策基本法（平成二十一年法律第九十七号）第九条第一項に規定する肝炎対策基本指針の策定に関すること。

- 十八 衛生教育に関すること。
- 十九 感染症の発生及びまん延の防止並びに港及び飛行場における検疫に関すること。
- 二十 臓器の移植に関すること。
- 二十の二 造血幹細胞移植に関すること。
- 二十一 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病の予防及び治療に関すること。
- 二十二 原子爆弾被爆者に対する援護に関すること。
- 二十三 栄養士、管理栄養士、調理師及び製菓衛生師に関すること。
- 二十四 建築物衛生の改善及び向上に関すること。
- 二十五 埋葬、火葬及び改葬並びに墓地及び納骨堂に関すること。
- 二十六 理容師、美容師及びクリーニング師に関すること。
- 二十七 理容所、美容所、興行場、旅館、公衆浴場その他の多数の者の集合する場所及びクリーニング所の衛生に関すること。
- 二十八 公衆衛生の向上及び増進並びに国民生活の安定の観点からの生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）第二条第一項 各号に掲げる営業の発達、改善及び調整に関すること。
- 二十九 水道に関すること。
- 三十 国立ハンセン病療養所における医療の提供並びに研究及び研修に関すること。
- 三十一 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器その他衛生用品の品質、有効性及び安全性の確保に関すること。
- 三十二 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚醒剤に関する取締りに関すること。
- 三十三 毒物及び劇物の取締りに関すること。
- 三十四 採血業の監督及び献血の推進その他の血液製剤の安定的な供給の確保に関すること。
- 三十五 人の健康を損なうおそれのある化学物質に対して環境衛生上の観点からする評価及び製造、輸入、使用その他の取扱いの規制に関すること。
- 三十六 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。

- 三十七 薬剤師に関すること。
- 三十八 飲食に起因する衛生上の危害の発生防止に関すること（内閣府の所掌に属するものを除く。）。
- 三十九 販売の用に供する食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第六十二条第一項に規定するおもちゃ（第十六条第二項において「食品等」という。）の取締りに関すること（内閣府の所掌に属するものを除く。）。
- 四十 第三号、第四号及び第九号から前号までに掲げるもののほか、公衆衛生の向上及び増進に関すること。
- 四十一 労働契約、賃金の支払、最低賃金、労働時間、休息、災害補償その他の労働条件に関すること。
- 四十二 労働能率の増進に関すること。
- 四十三 児童の使用の禁止に関すること。
- 四十四 産業安全（鉱山における保安を除く。）に関すること。
- 四十五 労働衛生に関すること（労働者についてのじん肺管理区分の決定に関することを含み、鉱山における通気及び災害時の救護に関することを除く。）。
- 四十六 労働基準監督官が司法警察員として行う職務に関すること。
- 四十七 政府が管掌する労働者災害補償保険事業に関すること。
- 四十八 勤労者の財産形成の促進に関すること。
- 四十九 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）の規定による退職金共済に関すること。
- 五十 労働者の保護及び福利厚生に関すること。
- 五十一 労働金庫の事業に関すること。
- 五十二 削除
- 五十三 労働力需給の調整に関すること。
- 五十四 政府が行う職業紹介及び職業指導に関すること。
- 五十五 職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督に関すること。

- 五十六 高年齢者の雇用の確保及び再就職の促進並びに就業の機会の確保に関すること。
- 五十七 障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進に関すること。
- 五十八 地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第一条第一項に規定する地域雇用開発に関すること。
- 五十九 失業対策その他雇用機会の確保に関すること。
- 六十 雇用管理の改善に関すること。
- 六十一 政府が管掌する雇用保険事業に関すること。
- 六十二 第五十三号から前号までに掲げるもののほか、職業の安定に関すること。
- 六十三 公共職業訓練に関すること。
- 六十四 技能検定に関すること。
- 六十五 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四条第二項に規定する事業主その他の関係者による職業能力の開発及び向上の促進並びに労働者の自発的な職業能力の開発及び向上に関すること（他省の所掌に属するものを除く）。
- 六十六 勤労青少年の福祉の増進に関すること。
- 六十七 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関すること。
- 六十八 育児又は家族介護を行う労働者の福祉の増進その他の労働者の家族問題に関すること。
- 六十九 短時間労働者の福祉の増進に関すること。
- 七十 家内労働者の福祉の増進に関すること。
- 七十一 家族労働問題及び家事使用人に関すること。
- 七十二 女性労働者の特性に係る労働問題に関すること。
- 七十三 労働に関する女性の地位の向上その他労働に関する女性問題に関すること。
- 七十四 児童の心身の育成及び発達に関すること。
- 七十五 児童の保育及び養護並びに虐待の防止に関すること。
- 七十六 児童の福祉のための文化の向上に関すること。

- 七十七 前三号に掲げるもののほか、児童、児童のある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進に関する事
七十八 福祉に欠ける母子及び寡婦の福祉の増進に関する事
七十九 児童の保健の向上に関する事
八十 妊産婦その他母性の保健の向上に関する事
八十一 社会福祉に関する事業の発達、改善及び調整に関する事
八十二 生活困窮者その他保護を要する者に対する必要な保護に関する事
八十三 削除
八十四 消費生活協同組合の事業に関する事
八十五 社会福祉士及び介護福祉士に関する事
八十六 第八十一号、第八十二号及び前二号に掲げるもののほか、国民生活の保護及び指導に関する事
八十七 障害者の福祉の増進に関する事
八十八 障害者の保健の向上に関する事
八十九 精神保健福祉士に関する事
九十 老人の福祉の増進に関する事
九十一 老人の保健の向上に関する事
九十二 地域における保健及び社会福祉の向上及び増進に関する事
九十三 介護保険事業に関する事
九十四 健康保険事業に関する事
九十五 船員保険事業に関する事
九十六 国民健康保険事業に関する事
九十六の二 後期高齢者医療制度に関する事
九十七 医療保険制度の調整に関する事

九十八 政府が管掌する厚生年金保険事業に関すること。

九十九 政府が管掌する国民年金事業に関すること。

百 国民年金基金、国民年金基金連合会及び石炭鉱業年金基金の事業に関すること。

百の二 確定給付企業年金事業及び確定拠出年金事業に関すること。

百一 年金制度の調整に関すること。

百二 社会保険労務士に関すること。

百三 引揚援護に関すること。

百四 戦傷病者、戦没者遺族、未帰還者留守家族及びこれらに類する者の援護に関すること。

百五 旧陸海軍の残務の整理に関すること。

百六 人口動態統計及び毎月勤労統計調査に関すること。

百七 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。

百八 所掌事務に係る資源の有効な利用の確保に関すること。

百九 所掌事務に係る国際協力に関すること。

百十 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

百十一 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき厚生労働省に属させられた事務

2 (略)

○ 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄）

（社会・援護局の所掌事務）

第十一条 社会・援護局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 社会福祉に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

- 二 社会福祉に関する事業の発達、改善及び調整に関すること（雇用均等・児童家庭局及び老健局の所掌に属するものを除く。）。
- 三 独立行政法人福祉医療機構の組織及び運営一般に関すること。
- 四 生活困窮者その他保護を要する者に対する必要な保護に関すること（雇用均等・児童家庭局の所掌に属するものを除く。）。
- 五 厚生労働省の所掌事務に係る災害対策に関する事務の総括に関すること。
- 六 被災者の応急救助及び避難住民等（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号。以下「国民保護法」という。）第七十五条第一項に規定する避難住民等をいう。第一百一条第八号において同じ。）の救援に関すること（医政局及び医薬食品局の所掌に属するものを除く。）。
- 七 消費生活協同組合の事業に関すること。
- 八 社会福祉士及び介護福祉士に関すること。
- 九 第二号から前号までに掲げるもののほか、国民生活の保護及び指導に関すること（雇用均等・児童家庭局の所掌に属するものを除く。）。
- 十 障害者の福祉の増進に関すること。
- 十一 障害者の保健の向上に関すること。
- 十二 精神保健福祉士に関すること。
- 十三 国民の精神的健康の増進に関すること。
- 十四 福祉用具の研究、開発及び普及の促進並びに適切な利用の確保に関すること（老健局の所掌に属するものを除く。）。
- 十五 地域における社会福祉の増進に関すること。
- 十六 引揚援護に関すること。
- 十七 戦傷病者、戦没者遺族、未帰還者留守家族及びこれらに類する者の援護に関すること。
- 十八 旧陸海軍の残務の整理に関すること。

2 障害保健福祉部は、前項第十号から第十四号までに掲げる事務及び次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 前項第二号に掲げる事務のうち障害者の福祉に関すること（社会福祉法第五十六条第一項の規定による報告の徴収及び検査に関するものを除く。）。
- 二 前項第九号に掲げる事務のうち授産事業に関する企画、調査及び調整に関すること。

（厚生科学課の所掌事務）

第二十六条 厚生科学課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 疾病の予防及び治療に関する研究その他厚生労働省の所掌事務に関する科学技術に関する事務の総括に関すること。
- 二 原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関すること。
- 三 国立医薬品食品衛生研究所、国立保健医療科学院、国立社会保障・人口問題研究所及び国立感染症研究所の組織及び運営一般に関すること。
- 四 独立行政法人国立健康・栄養研究所及び独立行政法人医薬基盤研究所の組織及び運営一般に関すること。

（指導課の所掌事務）

第三十四条 指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 保健医療の普及及び向上に関すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 医療監視員、地域における保健医療に係る計画及び医療法人に関すること。
- 三 救急医療体制及びへき地医療体制の整備に関すること。
- 四 病院、診療所及び助産所の経営管理に関すること。
- 五 病院、診療所及び助産所の整備に関すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。
- 六 病院、診療所及び助産所における安全管理に関すること。
- 七 病院、診療所及び助産所における業務委託（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第十五条の二の規定により行われる業

務の委託をいう。) に関すること。

八 看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)の規定による看護師等の確保に関すること(病院、診療所及び助産所の開設者に対する指導及び助言に関することに限り、職業安定局の所掌に属するものを除く。)

九 臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第二十条の三第一項に規定する衛生検査所に関すること。

十 救急救命士に関すること。

十一 国民保護法第九十一条第一項に規定する外国医療関係者のうち外国において救急救命士に相当する資格を有する者による医療の提供の許可に関すること。

(総務課の所掌事務)

第一百条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 社会・援護局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 社会福祉に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること(福祉基盤課及び地域福祉課の所掌に属するものを除く。)

三 社会福祉事業の発達、改善及び調整に関すること(雇用均等・児童家庭局、老健局及び障害保健福祉部並びに他課の所掌に属するものを除く。)

四 共同募金に関すること。

五 日本赤十字社の行う業務に関すること。

六 社会福祉法に定める福祉に関する事務所に関する制度の企画及び立案に関すること。

七 厚生労働省の所掌事務に係る災害対策に関する事務の総括に関すること。

八 被災者の応急救助及び避難住民等の救援に関すること(医政局及び医薬食品局の所掌事務に属するものを除く。)

九 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)の規定による災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関すること。

十 前各号に掲げるもののほか、社会・援護局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。